

第四編 近代・現代

## 第一章 行 政

### 第一節 私領の廃止

明治二年六月十七日、版籍奉還され、島津忠義は鹿児島藩知事に任ぜられた。そして従来の私領制を廃し、一門以下無格之者並諸士に至るまで家格名目を廃し、すべて朝命で士族と改称された。そして一般の城下士族の世禄限定は二百石限りであったが、外城士に対しては、従来百石限りであったのを五十石限りとした。私領の返納、家格の廃止、世禄の改正という画期的変革も時勢の推移によって、容易に実行され、従来の私領地は藩直轄となり、地頭の施政の下に置かれることになった。こうした変換は一般には大した支障もなく実施されたが、一藩中最大の私領をもっていた都城島津家では、旧主島津元丸が地頭に任ぜられず、三島通庸が着任したので、都城士族の反対にあった(県史)。

私領の返納、家格の廃止は、岩川の伊勢家、川上家、月野の桂家、坂元の宮之城島津家、須田木の島津仁十郎

家など、私たち郷土の私領は、すべて私領返納になり、それぞれの地頭のもとに入った。これによると、岩川は末吉へ、川上家は末吉と恒吉へ、月野は志布志へ、坂元は恒吉へ、須田木も恒吉へそれぞれの地頭のもとに入ったはずである。

岩川郷が末吉から分離独立したのは、この年の九月二十五日であるが、別項で述べるように、戊辰の功勞と西郷隆盛の助力で岩川郷独立に決定したその事情の背景になる世相が、以上述べたようなふうに動いていた時であったことも考えると、また興味がある。

### 第二節 岩川郷創設

#### 一 郷独立と整備

岩川は戊辰の役の功勞によって、明治二年九月二十五日岩川郷として独立することを許されたのであった。この間の事情について、「私領五番隊」の著者丸山義武氏がその本の中に書いているので、次に掲げる。

「岩川は明治元年迄は末吉郷の一部で、五十町村と中之

内村であった。この二ヶ村は伊勢家の私領であったので、末吉郷士からは陪臣（また家来）として卑下されていた。末吉で郷の会合がある時などは、いつも下座に着かせられた。こうしたことから岩川の郷士は、いつも悲憤の思いを胸に抱き、なんらかの機会を得ては独立して一郷を建設したいと考えていた。この悲憤を除くことは我岩川人士の頭から一日も去らなかつた。それが丁度好機が到来したのである。大津小隊長は戊辰戦役凱旋後、決する所あつて、當時鹿兒島市外武村に寓居せらるる武村の吉（西郷南洲翁）を訪問した。翁は我岩川隊戊辰出軍当時は官軍の総参謀であつて、大津とは面識があつた。そのために大西郷は喜んで大津を迎えられ、戊辰戦役の際、庄内関川戦に岩川隊が勇戦奮闘したことの讃辭を賜はり、県下幾多の旧郷、大郷さえ僅々申しわけ的な出兵をして、其の座を濁したのに、岩川は一渺たる私領、陪臣ながら純然たる岩川伊勢家臣のみを以て一隊を組織して出征し、絶大の勲功を現わしたのを、余は参謀として親しく其の状況を見聞し、感謝してゐる次第であると絶賞せられ、実に面目を施したのである。

そこで、大津は今日訪問の要件たる分郷に翁の尽力を願ひたい旨を述べた所、翁は分郷は難事であるが、何か理由があるかと言われたので、その理由として二項を述べた。

一、他郷士より侮蔑せらるるに忍びず、制度の因襲より逃れたい。

二、半歳余生死の巷に出入し、艱難を俱にした百二十余名隊士が永く同郷に生活して、今後も一団として活動し、國家の爲に尽したい。

此の爲には分郷して岩川郷建設をなしたい念願からであることを述べた。翁は深く同情せられ、斯かる理由であるならば、余も全く同感なりとして、早速書面を認め、藩庁の桐野利秋將軍を訪ひ、此の書状を渡せと仰せられた。

大津は早速藩庁に出頭し、桐野氏を訪問し翁の書状を渡し、且事情を述べた所、桐野も先生の御同意、御尽瘁あらば最早大丈夫であるから安心せよと言つたので歸つた。果して日ならず藩庁から明治二年を以て岩川郷建設の許可の旨達示せられた。此の快報一度諸士及び住民に伝えられるや、何れも皆狂喜し、年来の渴望達し、流涕する者さえあつた。

茲に於て、伊勢家よりは、鹿兒島、谷山等の伊勢領地より岩川に移住する者には夫々宅地を給し、家屋建築の資を支給した。それまでは大部分は鹿兒島市東千石町伊勢屋敷に居住したが、岩川の地に移住したのである。その宅地は主として五十町中園の地に、もと射撃場の所に地を相し之を井然と分割し、新居を営んだのである。今此の中之園は街路井形に通じ、中央に馬乗馬場を十字形に通し、その附近に居を構えて居る。有村、山口、佐々木、大津、川崎等皆その家の跡である。その他町内の各地に分散居住して

いる。所謂士族家は此の転住者の後が多い。ついで明治二十四年に到り旧領主伊勢家も大津十七等の尽力に依り岩川に転住され、是処に君臣同一地域に居住される事になった分郷より以後は従来陪臣として侮蔑せられた諸民も皆肩幅広く旧郷人士と対等の資格を以て交際する事になった。」

岩川郷の創設はどのように行われたか、これについて大隅町上諏訪の鮫島長十郎氏（昭和四〇年一〇二歳で死亡）の話されたことを主にして次に記す。

岩川郷の建設については、まず麓地区の整備が行われ、東は下森園の公共職業安定所のある所から、西は高等学校の向うの中園までの地域を麓とし、この地域内に従来居住していた百姓は、全部田舎の方（主として岡別府や新田場）に移し、その跡に従来五十町、中之内の各地に居住していた郷士と藩内諸方谷山、鹿児島、国分、帖佐、志布志、田之浦等から移された郷士を、居住させることになった。この時麓の地域に、郷士には一戸当たり一反歩ずつ屋敷が分け与えられた。明治四年ごろには大体ここに郷士の麓がまとまったのであるが、従来から居住していた郷士は、わざわざ居住地を出て、麓へ移ったという。鮫島氏の場合などは岡別府であったのを現在

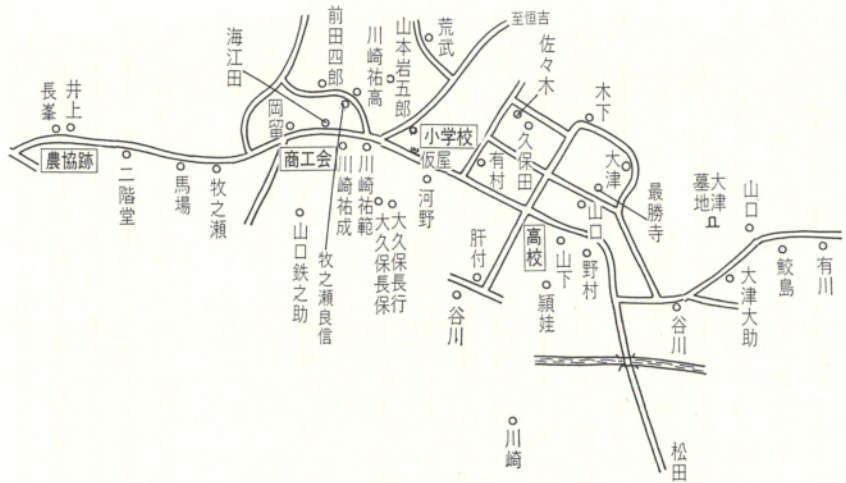
の中園の上の方に移り、家を造るにも自家の山林を伐つて建てたという。もっとも現在田舎に居住している土族の家では、麓に居住を移す敵命をくぐって、ぐずぐずしている間に、西南役に入り、これらのこともうやむやの中にそのままになったのだという。しかしこれら田舎に居住している人も、一応は麓地区に一反歩の屋敷をもらっては居ったのだそうだ。

従来の居住者は、前記鮫島、入角の原田、黒木（元大隅町長の家）、須田（農夫雄）、久木山の谷川、牧之瀬、山下、鮫島、飯田の黒木、川崎、梶ヶ野の神宮司、柳井谷の東、桂の東郷、土成の川崎、黒木、中園の川崎（和夫）、河原こはらの谷川等である。

岩川郷建設で、他郷から移って来た人たちは、鹿児島から中園の大江、馬場の牧之瀬、谷山から森園の前田（四郎）帖佐から中園の野村（綱世）、田之浦からは花白の加塩等があり、この後おかれて来た人たちに、国分から笠木の山口、幸田、川崎等がある。この笠木の人たちの場合は、郷建設の後からであったので、その時はもう中央に居住しなければならぬということが、緩和されていたものである。

こうして岩川郷の麓が形成されたのであるが、各地か





明治初頭岩川郷建設当時の麓

ら移って来た郷士の家建てには、末吉の南之郷見帰りに「黒穂山」という殿様の杉山があり、その山には古く大きな杉樹がたくさんあったが、それらの山林を伐って、ダシゴロでどんどん岩川に運んで来た。建築については、家族の数によって、何人家族は横何間、縦何間という基準があつて、建てられていったが、杉材の立派なものであつた。

なお、この黒穂山の杉樹は有名なもので、当時、味噌樽や醤油樽のクレは、黒穂山のものでなければ出来ないと言われていた。

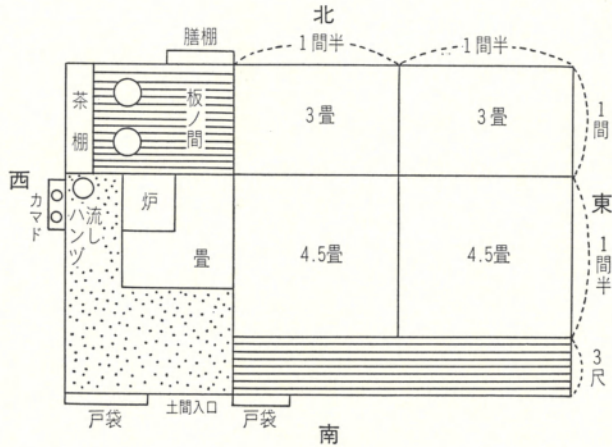
岩川郷建設の時、郷の版図として殿様から、今の五十町、中之内の外に末吉の岩崎までやろうということであったが伊勢氏はそんなに広くはいらぬというので、岩崎の方は断わられたという。少し変な話であるが何かの意味があるかも知れないので記しておく。

地頭飯屋は現在の岩川小学校の地にあり、飯屋かいはやと呼ばれていた。また郷校もその地であつた。

なお、伊勢氏が当地に移り住んだのは、明治二十四年であるが、その時、伊勢氏について来た人は二人で、中園の松元、新城の本田である。

中園の郷士の屋敷は、真中に十文字に大きい馬場を

つくった。これを馬乗馬場と言った。今でも野村綱世氏屋敷の角を十文字の角として、その広い馬乗馬場は残っている。この中東西に走っている馬場は、現在の県道を越えて、東にのびていて、そこにも郷士の屋敷があり、更にその先に広い空地の調練場があった。ここで郷士の



伊勢家から造った家

調練を行った。この県道から向うは現在岩川高校の敷地になっているが、調練場の所は高校が出来る前は種馬所であった。岩川工業高校が出来るとき、十三戸が他へ移転した。

馬場の馬場精八氏の話によると、馬場の馬場家と新田場の馬場家は兄弟で（精八方の方が兄）岩川郷づくりの時、馬場兄弟はいっしょに移ることになり、屋敷も二屋敷もらった。兄の方は現在の馬場和夫方、弟の方は前の郵便局のあった所である。しかし兄だけ移って来て、弟の方はぐずぐずしている間に時世が変わって、やかましく言わないようになり、新田場に残ったのであった。

最勝寺正枝さんの話によると、伊勢家から宅地の配分は中之園の最勝寺家の附近は一反一畝であったという。最勝寺家では明治初年、兄弟岩川に来る予定で、屋敷は二屋敷分配してあったそうだが、一人は鹿兒島に大きな屋敷がありどうしても岩川に来ないので、税金だけは最勝寺俊一方で役場に支払っていた。その宅地は農地改革の時買収になったという。

岩川郷建設の時、伊勢家が岩川に移住した家来に建ててやった住宅は、現在（平成元年）中之園の三板カオル氏宅に若干改造されて残っているが、近く建て替えられ

る。

家は間口四間半、奥行三間、南側に三尺内縁があり、座敷は四畳半二間、その奥は各三畳間二間ある。土間は間口一間半、これが半開きの戸になり、内部は土間、その奥に中央に囲炉裏があり、その右側に主人の座る「横座」が畳一枚敷があった。その奥には左側に茶棚があり、横座の向うに膳棚があった。その前は板敷で味噌、醤油の樽を置いた土間の奥、炉の左側に「流し」があったが、そこは簡単にハンズなど置いたものであった。

### 一 伊勢家家中の移住

#### 谷山の伊勢家家中

谷山の伊勢家の家来で岩川へ移ったのは家来ばかりではなく、百姓、漁民も行った。漁民は当時平川浜（今は浜平川）といった所、和田の漁民であった。漁民が海のない岩川に行ったというのはおかしいが、馬場精八氏の話に谷山から漁民も来たが生活がたたず、柏原の方へ行ったという話があった。谷山でこの事実を聞いて、その間の事情がうなずけるのであった。もっとも海のない岩川に谷山の漁民を移した理由はよくわからない。手前の白山や滝の下は現在中町といい、昔は谷山五郎隆信の領

地であった。郷田の岩永、坂口等のいたところはこの白山や滝ノ下の所である。岩永氏の墓地のある処は恐らく昔帝釈寺というお寺のあった所の墓地であろう。

谷山の入佐清之丞氏によると、谷山の穴馬場（谷山麓近くの東馬場部落）、辺田白山滝ノ下方面、平川、それに錫山（谷山の中央から西方へ二里半、錫鉱山のある所）が伊勢家の家来に関係ある所である。伊勢家の家来が岩川へ行ったのは、当時、私領の家来はそのまま地元におれば平民に入れられるが、岩川へ行くと士族にするというのであったので岩川へ行った。錫山に行った人たちも同じ理由で、錫山に行けば士族にするということであった。だから錫山の伊勢家家来は、従来からそこに居住していたのではない。

これと同じようなことを、白山部落の古老国料国盛氏からも聞いた。白山と滝ノ下部落には伊勢家の家来（ケレ）が居った。明治の始め、それらの人たちは、士分としては足軽より下位であったので、この土地に居れば平民になることになっていたが、岩川にいくと士族にするということで、岩川に行った人があった。辺田は足軽部落でここには伊勢家の家来はいなかった。伊勢家の家来は白山、滝ノ下部落に普通の人たちと入り混じって居住



していたのであって、この辺り全体が伊勢家の領地というわけではない。

白山部落には白山神社があり、その鳥居の見える所から中山小学校の方に向かってまっすぐ行つて一寸左へ曲る所までが、「通常」白山馬場」と言われている所である。

伊勢家と谷山の関係は、調査の結果から考えると、私領としての領地というものはなく、家来があちこちに散在して居住していたという風に考えられる。

谷山の家来が岩川に行ったのは、谷山で聞いたのは、士族になるためと言われているが、それも理由の一つであろう。それに加えて、伊勢氏が家来には屋敷も与え、家も造ってくれる、耕地もくれるということであったろう。それは家来であった人たちばかりでなく、百姓や漁夫までも行っているのです、そうした好条件は、それらの人たちまで与えられたのであろう。

谷山中町滝ノ下部落の竹内英治氏は次のように語った。「滝ノ下部落には、伊勢家の家来は岩永家と上村家だけであった。この中岩永家は明治初年岩川に行つて士族になり上村家は地元に残つたために平民になった。しかし上村家は昔から武家で、私の覚えてる人で母親のきれいな気品のある人が居られた。昔は在では父母を

『ぢよ、うんによ』といい、その後私の子供の頃は『とと、かか』と呼んでいたが、上村家では『おっかさ』と呼んでいた。こうしてどこか違った所があった。上村一家は石工が多かった」

滝ノ下部落の後方の山際に大浦山帝釈寺跡があり、ここに岩永家の先祖の墓と思われる墓石がある。今は松樹、竹林、熊笹が荒れているが、往時を偲ぶに足る立派な大きな墓石があり、何のわけか皆横倒しになっている。鉄岩光念居士、岩永八兵衛重貞（享保六丁亥七月初一日）、権大僧都良学大徳、岩永某（正徳二壬辰年九月初八日）、無幻童子、岩永権太郎、（享保三年五月十四日）などがある。

岩永家の墓地は、ここが廃寺になってから、滝ノ下の墓地に移つたものと思われる。

なお帝釈寺については「谿山諸記」に次のように記してある。

「一、中村之内 皇徳寺末寺

帝釈寺 地頭飯屋ヨリ亥ノ方巷里余

但寺領高、寄附高無御座 開基年月日相知不申候

開山來船撮大ヨリ覚峯迄拾三代 当分無住」

滝ノ下部落は部落の中を川が流れているが、その川上

に岩山がはだかつており、そこに大滝、小滝がある。滝ノ下の部落名は、この滝ノ下方に部落があるので名付けられたものと思われる。なお、この部落の中央を走っている道路は旧伊作街道である。

谷山の白山部落から岩川へ移った人たちは、坂口、大保、竹下、東などで言われているが、坂口家は岩川に移って残った人はなく、その屋敷跡に現在山之内家が居住している。竹下家も白山に残っている人はいない。大保家は今白山になく水喰部落(ミックレ)に同名があり、東は上西部落に同名があるという。(この項、白山の上入来盛氏の談による)

白山の古老国料国盛氏の話。

伊勢家の家来は谷山では扶持もなければ領地というもなかった。白山、滝ノ下は伊勢家の家来であったが、岩川に行けば土族にする、このまま土地におれば平民になるということであった。それでこの地に残った人は皆平民になった。

伊勢家の家来は白山、滝ノ下の外柿木田、水喰<sup>みつくれ</sup>部落、それに平川方面にも居た。水喰には大保という姓がある。白山、滝ノ下部落は皆農業で、米のよくとれる所である。昔は谷山の「中」(この辺りの地名)と日置の田

布施奥谷は米所と言われ、生活がよかったという。

谷山の漁夫部落は、小松原、塩屋、東塩屋、新屋敷などである。これらの漁夫の中から岩川へも行ったのであろう。

#### 郷田

郷田部落は岩川の松田の上から下りて神掛へ行く途中にある部落であるが、戸数およそ二十余戸、大部分谷山から移住して来た人たちの子孫である。郷田にもとからいたという家は赤池が一戸で、坂口、岩永、竹下、大保の姓を持つ家はすべて、谷山から来た人たち。明治二年、岩川郷の建設にあたって、屋敷土地を呉れるから岩川に行けと伊勢どんから言われて、伊勢どんについて来た話を聞いていると古老は話した。岩川郷建設に中園に土族屋敷を与えたあのことをさしているのであるが、郷田に来た人たちは、麓附近では生活もしにくいので、農耕に適した現在の所を選んで郷田へ来たということである。

谷山からいっしょに来た人で、東という人は一向宗信者で、武術の先生でもあったが、かくれていた方がいいというので、川床に移って行ったという。現在その東という家が川床にある。



郷田の人たちはいつごろ岩川に来たかと調べて見たが、はっきりしない。明治二年九月に岩川郷が出来たのだから、その後明治四五年ごろまでの間であろう。

郷田の岩永良つかきの場合を戸籍によって調べて見ると、谷山から来た人は当主の祖父にあたる助右エ門で、岩川に来る前に岩川の中之内村土族坂口計佐次郎長女を嫁にもらっている。その結婚届が「明治五年以前」となっているが、助右エ門の長男則寧のりやすが安政生まれ、次男熊次郎が慶応元年生まれ、三男源次郎が明治三年生まれとなっている点から考えると、長男と次男は谷山で生まれている。三男は明治三年だからあるいは岩川に来てから生まれたのかもしれない。この場合、問題は岩川郷の創設以前に谷山と岩川との婚姻交渉があったことであるが、同じ伊勢家の私領の間であるので、そのようなこともあったであろうかと想像されるのである。つまり移住者助右エ門は子供二人を連れ一家四人、岩川に来て間もなく三男が生まれ、一家五人となったのか、三男は既に谷山で生まれていて一家五人で移って来たか、いずれかであろう。もっとも助右エ門は妻の実家のある村へ移住することになるので、割に気苦労は少なかったであろう。助右エ門が最初移住して来た所は、中之内四一番戸であ

る。

これらの移住者は谷山郷のどこから来たのであるだろうか。岩永家の場合は、谿山郡上福元村たにやまから来ており、坂口保方は谷山の白山馬場から来たという。岩永家では谷山に縁家が残っているそうであるが、初代助右エ門の子則寧（良の父）の妻（良の母）は、谿山郡上福元村白石仲太三女とあり、谷山から嫁をもらっているのので、岩川へ移って来てからも交流のあったことがわかる。則寧という人も暫く谷山へ行っていたころもあったという。岩永氏の縁家は、上福元の竹迫、平田などにいるという。

現在、上福元中滝ノ下墓地に岩永家の墓が二基残って居りその一つには岩永庄兵衛之墓と刻まれているという。もっともまだ外にもあったらしいが、土地が崩壊してしまつて墓石も散逸しているそうである。岩永家の墓については、風早という人に若干の田畑をくれて、墓の管理を依頼してあったそうだが、後年北海道に移住していることがわかった。このことから考えると、二、三男が移住したのではなく一家挙げて移住したものである。鮫島利雄氏によると久木山で谷山から来た家は、久木山の牧之瀬一次方と坂口方である。坂口家は現在宇都

鼻に在る。坂口勇次郎は伊勢家の家臣で、その長男万次郎は戊辰役に出陣した人である。万助は御大典の時天杯をもらった人であるが長男仲藏に従って西志布志宇都鼻に移住した。

### 国分の伊勢家家中

岩川郷を創る時、国分からも伊勢家の家来が岩川に來たと言われている。そこで国分のいづれから來たか、国分の現地調査をした。大体小田、野久見田（野久美田とも書く）が見当なので、国分に行つて見ると、前記の地は隼人町になっている。隼人町はもと西国分村で、もちろん国分であるわけである。旧西国分村は大字が多く、小田、野久美田、小浜、シシコ真孝、住吉、内、見次、内山田となつてゐる。小田は戸数五百くらい。野久美田は戸数百五十くらいである。小田は古老やいろいろな人について調査したが、伊勢家の家来、あるいは岩川に行った家来といふのは発見出来なかつた。

野久美田に行つて、伊勢家家来のあることがわかつた。山口米吉氏の家系がそうであつた。米吉の祖父山口伊助の第十左エ門が明治の初年岩川に移つて行つた。これは伊勢家の命で岩川に行けといふことで、伊助、十左

エ門の兄弟の中弟の十左エ門が行くことになつたといふ。（もつともこの名は實際は兄弟自体は入れかわつていたともいふ）と、山口米吉氏は語つたが、大隅町岩川の戸籍簿を調べると、兄伊助が岩川に來てゐる。伊助たちの妹で竹下シゲといふのが、伊助兄は年とつてゐるから若い弟の十左エ門をやつたがよいといふことで、十左エ門が來て伊助を名乗つたことになる。そしていよいよ国分を出発する時、「今度がもう今世の別れだ。海を見るのも今日限りだ」と別れを惜しんで、当時としては遠い岩川へ出発して行つたといふ。

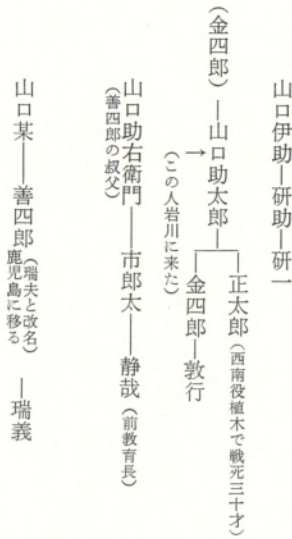
この話によると、やはり伊勢家から命令で岩川に行つたことになる。なお、谷山や志布志から移つた人は、岩川に行けば士族になれるといふ期待もあつたのだが、この山口家は徳川時代から伊勢家の割に待遇の高い士であつたと思はれる。墓地の調査もしたが、延宝六年、宝曆、明和からずっと続いている。それにこの山口家も士族である。山口家の系図があつたはずだが、今はないといふ。山口家はもと城の原シホノハラと呼ばれてゐる。現在の家より山手の昔の城跡に住んでおり、当時そこに七軒あつたといふ。岩川へ出発したのはその地からで、その後現在の平地に移つて來た。

国分から岩川に行く時、他の人とも連れ立って行ったという話もありその中に桂どんの家来も行ったと聞いているという。桂どんの家来というのをもまた興味のあることである。

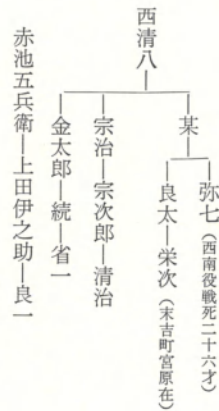
岩川に行った十左エ門、名目の伊助は笠木に落着いた。その子は堅助、堅助の子は研一という。

笠木の山口清治の話によると、野久美田から笠木に来た伊勢家の家来は十三戸であったという。山口家四戸、西家三戸、赤池家一戸、外に五戸あったが、この人たちは二年ばかり居て、野久美田へ帰っていったという。結局、八戸が笠木に残ったことになった。

山口家の四戸は



西家の三戸



赤池家には上田、赤池両家部あり、その後、赤池家部は志布志に売った。

伊勢家の家来たちは、伊勢家のことを「伊勢だんな」と呼んでいた。野久美田から岩川に来たのは、「伊勢だんな」の命令で来たと言いつづけている。(上田良一氏談) 岩川に来た人たちは野久美田にあった墓石を馬の背に積んで持って来た。移住して来た家の墓石には、明治以前のものがあるが、それらはこうして野久美田から持って来たものである。

岩川に来た時、移住者は皆心をそろえて助け合って行こう、喜びも悲しみも一緒にしよう、葬式なども皆力を合わせてしようと契い合った。山口、西、赤池(上田)各家は、以前は元日の朝はみんな一戸一戸挨拶に廻った。また七日の「七トコ」には皆集まるので、大釜で煮



物をした。

岩川移住者と野久美田の親類の交流は移住して来た後にも、向こうに親類が残っているので、たびたび往来していた。別に正月に限らず、往来があった。山口金四郎の姉が日当山にいて、その人が時々岩川に来て昔話をしたという。しかし年を経るにつれて、だんだん血族も遠くなり、今では全く往来はない。

岩川に来た移住者も、笠木から他所に移って行った人も多い。山口善四郎（瑞夫）は、その妻が鹿児島であった関係もあって鹿児島市に移住、西良太は柳井谷に移り、その子栄次は末吉町宮原へ移った（山口静哉、上田良一、馬場ヤス、西清治氏等の話による）。

#### 志布志の伊勢家家中

明治二年、岩川郷独立に伴い、「伊勢どんの家来」が集められたが、この花白へは志布志の田之浦の加塩珍作はその子休四郎、休右衛門、それに池之上新助、鮫島新八（姓は違うが二人は兄弟）は、伊勢家の命で仕方なしに移住してきた。「屋敷、家はあげるから岩川のどこでも家を造りたい所へ造れ」ということであったが、この人たちは花白に移ってきた。

先に川辺からきた農民たちが、虚空蔵菩薩像を残して去った後、一時菅牟田から移住した人たちもあつたというが再び菅牟田へ帰ったという。花白公民館から久木山の方へ少し行き、そこから東北へ二百mくらい下る田圃路の左上に三左衛門敷と呼んでいる宅地跡がある。人家はほとんどなかったが三左衛門という人が前から住んでいたという。あるいは川辺からの移住者の子孫かも知れない。当時ここは荒地を開墾すればどこでもよいということであった。

志布志からここへ来る時、岩川郷に来れば土族にするというところで向こうに残った人は平民になったという。

また、ここへ来た人たちのこどもで、もとの四浦、新田山、吉原へ親類を頼って行った者もあった。

水は川流域の井川まで汲みに行かねばならなかったし、後年井戸ができた時も三十余尋あったから大変な生活であった（加塩金之助氏明治12年生〓談及び加塩豪雄氏談）。

休四郎の家には花白に来るまでのことを書いた由緒を藁苞に入れて家の棟に下げて置いたが、いつのころかなくなっていたという。休四郎は戊辰役に出征した（休四郎の孫敏光氏談）。

一説に加塩家等が移住してきた時、花白には釜石、大窪の二つの門かどがあったという。

「ココゾどん（虚空藏菩薩）」と呼んだこの碑は、時折り詣る人が花や団子など供えていたが、この辺りにこんもりと盛土があり、他にも二、三の盛土があった。格好の遊び場だったが、古墳ではなかったらうか。祖父の休四郎は又次のように話していた。「松山から岩川のどこでも自分の好きな所を選べと言われたので、新原や其他を調べたが、自分は岩川の乙名屋敷に家を建てる。自分の代に宝を掘り当てなくても子孫の時代には掘りあてると考え移って来た」この乙名屋敷というのは新原のことであった（加塩正蔵氏談）。

東京在住で花白出身の加塩篤志の書面の一節に「花白に来た人たちは生活が楽になり、一定の資産ができる」と、飲料水の不自由な事に不便を感じ、主として菅牟田に宅地を求めて引越した。その人達の墓はやぶやま、牧、花白の墓地の近所に沢山残っていた……とあるが、資産をなした人もあろうし、失意の中に去った人もあつたらう。

### 第三節 常 備 隊

藩政時代も郷政は軍政ではあったが、幕末になると、一般に気風も緩み、郷士の訓練も足りなくなったので、明治二年六月に従来の地頭補佐機関であった噺、与頭、横目等の職名を廃し、小隊長、半隊長、分隊長、小頭、調和役の軍職を任じて、諸郷を軍政の下に置き、いよいよ軍事、行政両面において諸郷の振興を図った。これが常備隊である。従来の郷士は全部士族となり、常備隊員となった。この常備隊編成に伴って、郷村の合併分割等区画の整理も相当行われた。なお、常備隊の小隊長、半隊長、分隊長が民政を兼ねることとなった。

常備隊は郷の大小によって小隊、半隊となった。一小隊は兵士四十人、押伍八人で八小队をもって一大隊とした。

恒吉郷では半隊編成であったので、一小隊の半分兵士二十人であった。恒吉郷の隊長、隊員の構成氏名は次のとおりであった。



半隊長 遠矢良治 分隊長 笠茂政徳

小頭 後藤祐之 勝目政行 川畑篤徳

調役 永井利徳 太鼓役 野上田光武

喇叭役 小田長武 笛役 宗像政包

兵士 宗像氏栄 松田為敬 堀切孝兵衛

曲田正道 鹿島国治 山下正節

吉岡安高 児島高長 中丸兼栄

領家重義 児玉実延 入佐俊行

川畑篤敬 留岡実元 西 惟行

野上田光行 曲田正常 枝元盛安

後藤亮一 岩切種中

月野は当時志布志郷であるから、志布志の常備隊を記す志布志郷は小隊長編成であった。常備隊の隊長幹部は次のとおりであった。

小隊長 肝付米次郎 半隊長 若松平左衛門

分隊長 西田甚五兵衛 調師 平田半右衛門

福山平右衛門 榎屋助左衛門

この外、小頭四人、調方一人その他兵士四十人があった。

岩川の場合は大津甘編さんの小冊子「岩川郷土史」に「伊勢家家臣が私領五番隊を編成して戊辰の役に出征、明治二年二月凱旋したのであるが、その六月、岩川に帰った隊員で常備隊を編成した。常備隊長は大津十七であった」と出ている。六月というのは常備隊の発令された時を言っているであろう。常備隊のほんとうに編成されたのは他郷の場合を考え合わせても、明治二年末から三年にかけているようである。郷として独立しない所に常備隊があったかということは疑問である。

常備隊の編制を記した文書が、久木山の鮫島利雄氏方にあり、その中に岩川の名が出て来るが、これは日付が三月となっている。常備隊発足は明治二年六月であるから、この三月は明治三年か四年ということになる。

それで岩川常備隊の創設は、岩川郷独立以後と見るべきではないかと思う。

前記常備隊の編制を記した文書は、城下常備隊が御親兵を仰付けられたので、外城（郷）常備隊の内から城下番兵を順繰りに出すように諸郷地頭へ出した通達である。

第1章 行政

- 一小銃一大隊 人員 四百貳拾四人  
 一大砲一座 人員 六拾人  
 一大隊夫 四拾人  
 但一小隊ニ五人ツツ  
 一大砲夫 卒 八人  
 惣人員 五百三拾貳人
- 今役  
 御城下常備隊御親兵被仰付候ニ付外城常備隊之内より別冊繰順之通御城下番兵被仰付候条諸郷地頭江可申渡候  
 三月 知政所
- 一 南方 阿久根 宮之城 串木野 野田 加治木 出水 平佐  
 岩川
- 二 東郷 伊集院 垂水 栗野 知覽 大崎 高尾野  
 水引 蘭牟田
- 三 串木野 重富 郡山 隈之城 吉利 加治木 敷根 下荘内  
 山崎
- 四 今和泉 上三侯 松山 浦生 出水 高岡 加久藤 眞幸  
 須木
- 五 上荘内  
 伊作 高江 横川 志布志 平佐 宮之城 花岡 新城 下荘内  
 溝辺
- 六 田布施 出水 飯野 大村 加治木 野尻 蒲生 串良  
 黒木
- 七 南方 加世田 始良 大始良 出水 顚娃 入来 上荘内 鹿屋
- 八 伊集院 末吉 穆佐 吉利 国府 小根占 下三侯 財部  
 踊
- 九 鶴田 下三侯 吉田 市成 高岡 福山 高山 川辺  
 牛根
- 十 高城 谷山 綾 日置 加治木 太良 岩川 長島  
 山
- 十一 種脇 高岡 重留 勝目 阿多 知覽 上荘内 襲山 倉岡 綾  
 種子島
- 十二 宮之城 吉松 末吉 下荘内 加世田 恒吉 国府  
 山田 桜島 百引
- 十三 阿久根 垂水 田代 内之浦 下三侯 帖佐 上荘内 甌島  
 十四 喜入 山之口 永吉 指宿 加治木 出水 佐多 清水  
 高山 山
- 一番砲隊  
 阿久根 半座 出水 半座

貳番

加治木 半座 下荘内 半座

三番

出水 半座 高原 半座  
種子島

常備隊があったころ、桐野利秋は常備隊の調練の状況を査閲するために岩川へよく来た。当時、岩川の常備隊調練は岩川の伊訪翁御飯屋（今の岩川小学校付近）で行われた。（鮫島利雄氏談）常備隊は明治五年二月解散した。

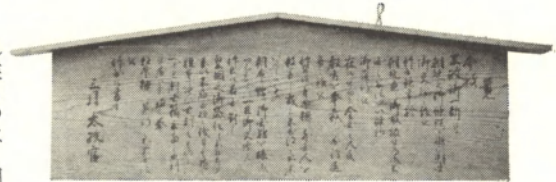
### 第四節 諸制度施行

#### 一 末吉・岩川郷境界改定

明治四年、末吉、岩川両郷の境界を改定して、池山、大園は末吉郷へ、市吉、川床、蕨谷を岩川郷にした。

#### 二 太政官布告

笠茂愛磨（当時の主は竣）方住宅を昭和四十一年秋、



太政官布告（御一新心得）

取り壊したとき古文書その他が発見されたが、それらの中に太政官布告を掲示した板書があった。高さ約三五・五cm、横約一四〇cmの杉板で明治二年ごろの布告であろう。

覚

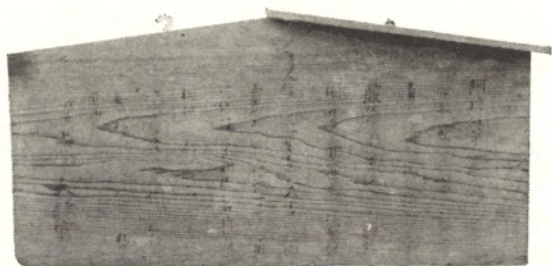
今般王政御一新に付朝廷之御条理を追い外国御交際之儀被仰出諸事於朝廷直き御取扱被為成万国之公法を以条約御履行被在候に付而者全国之人民叡旨を奉戴し心得違無之様被仰付候自今猥りに外国人を殺害し或者不心得之所業等いたし候ものは 朝命に悖り御国難を醸成而已ならず一旦御交際被仰出候各国に対し皇国之御威信も不相立次第甚以不屈至極之儀に付其罪之軽重に随い士列のものといへとも削士籍至当之典刑に被処候条銘々奉朝命猥りに暴行之所業無之様被仰出候事

三月 太政官

恒吉小学校で発見された阿片煙草禁制の太政官布告も

三 士 族

維新になって、身分制度に手直しを加え武士の階層を整理して、士族と単一化し、明治四年には散髪と同時に廃刀も許可された。しかし最初は士族単一化の中でも城



太政官布告（阿片禁止令）

板書されている。

阿片煙草は人の精気を  
耗し命数を縮候品に付  
兼ねて御条約面に之有  
候通外国人持渡候事敵  
禁の処近頃竊に舶載聞  
之有万一世上流布致候  
生民の大害に候間売買  
の儀は勿論一已に吞曲  
ひ候儀没して不相成候  
若御制禁相犯し他より  
顯るに於ては敵撲科に  
処せられ候間心得違之  
無きよう末々到る迄堅  
く相守者也

戊辰閏四月 太 政 官

下士は鹿児島士族といい、郷士は何方士族といった。五月四月には鹿児島士族と改称し何方居住と肩書をつけることになった。

士族に対する従来の世禄は、廃藩になってもすぐ停止にはならず、支給は政府に引き継がれた。そして九年八月になって、遂に禄高制度の全廃を決行し、金禄に統一した。いわゆる金禄公債一億七千三百万円を発行し、禄の多少により五ヶ年乃至十四ヶ年分の公債を一時給与し、年々五歩乃至八歩の利子を与え、元金は六年目より償還三十年間に償却を完了、実施は翌十年からと定められた。同年十二月、前記金禄公債発行条例の特別法として、従来実際に売買して来たが、家禄（売買禄）に対しては、特に十ヶ年分を給与し利率一割と決定された。

岩川の士族坂口良一郎の金禄公債利子御下渡願を記す。

金禄公債証書利子御下渡願 (坂口良一文書)

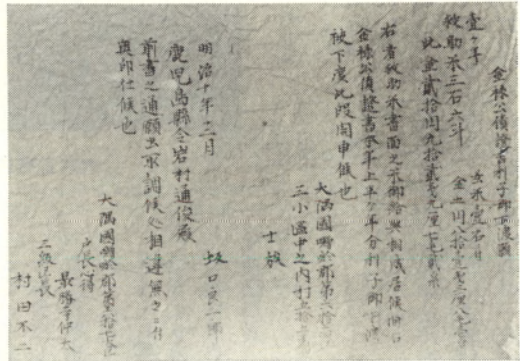
沓ヶ年 玄米壹石ニ付

救助米三石六斗 金五円八拾壹錢三厘八毛壹糸

此金式拾円九拾式錢九厘七毛式糸

右者救助米書面之米御給与相成居候間右金禄公債証書本





大隅藩利子御下渡被下度此段開申候也

本上半ヶ年分利子御下渡被下度此段開申候也

大隅國贈郡第六拾六大區三小区中之内村五拾五番地

士族 坂口良一郎

明治十年十二月

鹿兒島縣令 岩村通俊殿

前書之通願出取調候処相違無之ニ付奥印仕候也

大隅國贈郡第六拾七大區

戸長心得 最勝寺仲太

三級区長 村田不二

散髪と魔刀の中で、魔刀については士族に不満が多かったが、明治九年三月太政官布告により士分以上の帯刀を禁止した。しかし藩内では魔刀が思うように施行されず、また西南の役が始まると庶民の中でも帯刀するものがあったり、士族の帯刀は普通だったという。

#### 四苗字

藩政時代苗字(姓)を持っているのは武士までで、百姓や商人、職人など苗字をつけることは出来ず、名ばかりであった。唯、江戸時代、庶民のうち特定のものが善行、献金などの理由で苗字を唱えることを許されたことはあった。

平民でも苗字をつけていいということになったのは、明治三年九月に許可があったからであるが、明治八年二月十三日からは誰でも必ず苗字をつけることになった。今まで苗字を持たなかった人たちは、はじめて苗字をつけることになり、百姓では門名をとったり、門名の一字をとったりした。門の名頭(乙名)は大抵が門名をその



ま苗字にしたが、名子は門名の一字をとって、他に苗字をつくったのが多かった。その他に山の下に住んでいる者は山下とか、田の中に住んでいる者は田中という風な苗字をつけたりした。

また武家の下人など、主家の苗字を一字貰って他の文字を加えたりした者もいる。

## 五 戸 籍

戸籍は明治五年作成されたが、当初の戸籍簿は家族名を横に列記した位の簡単なものであった。所謂壬申戸籍である。その後、明治十一、十二年頃になって戸籍改正が行われた。須田文書の「戸籍御改正願」によると「明治十二年一月戸籍御改正ノ折」という一節がある。

## 六 徴 兵

国民に強制的に兵役義務を課した徴兵令が布告されたのは、明治六年一月で四月実施となっている。当初は官吏、戸主又は長男、代人料二七〇円を納めた者は兵役免除の特例があった。明治十二年の改正で現役志願兵と一

年現役志願の制度ができ更に十六年には現役は陸軍三年、海軍四年、予備役は陸軍四年、海軍三年、後備役は五年とした制度改正を行った。

坂元の泊仲次郎は近衛兵として入隊していたが、弟の時行、直次郎は西南の役の私学校軍として従軍しているので直接戦を交えたわけではないが、敵、味方に分かれていたことになる。

大正三年五月三日岩川校で徴兵検査があり、月野から歩兵七名、輪卒六名が甲種合格した。そのおり注意事項として「着物の柄に注意せしむべし」というのがある。当時は着物を着て検査を受けたが着物の柄で好ましくない者があったのだろう（「中内伝左エ門日記」より）。

『月野村史』には、入退営共に親族及び方限内の人を招待し入営には岩川まで見送り、退営にも岩川まで出迎えたとある。

大正十四年三月発行「贈嶽郡案内」から

師団の管区は熊本にある第六師団の管区に属し、都城に歩兵第六十四連隊があり、本郡は都城連隊区管轄に属す。海軍管区は佐世保鎮守府に属す。壮丁の検診状態は年を逐うて良くなりつつあり、大正十二年検査の成績は甲種百人中三十七人で、トラホーム患者百人中十二人、

花柳病患者は百人中僅かに〇・四に過ぎない。

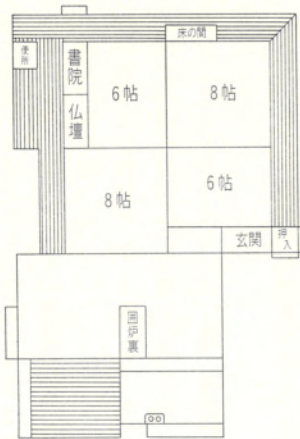
海軍志願兵は海軍思想の普及に伴って、志願者増加の傾向があつて、合格者もまた配当人員を充足している状況である。

## 第五節 廃藩置県

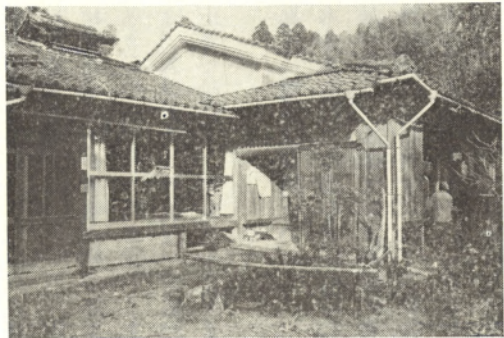
### 一 県の変遷

明治四年七月十四日、廃藩置県の詔書が發布された。先に版籍奉還はあつたものの旧藩主が藩知事であつたため、藩主と家臣という旧態に対する改革が必要であつたからである。

全国を旧藩のまま県としたので、当初三府三百二県であつたが、後、県の廃合を行い、十一月二十二日まで三府七十二県とした。薩隅日三国は当初、鹿児島・肥前・佐土原・高鍋・延岡・人吉・日田の七県であつたが、十一月十四日の発令によって、鹿児島・都城・美々津の三県が置かれた。鹿児島県は薩摩国と大隅国の内、熊本・駒賀の二郡の他、琉球国を管轄した。都城県は旧藩領の内、大隅国の始羅(始良郡)・肝属・嘯吟・大隅・菱刈・



都城県知事官舎



都城県知事官舎 (月野 本田静雄氏宅)

桑原の六郡、日向諸県郡の大部百十一ヶ村及び旧日向諸藩や日田県に属していた那珂郡の大部六十六ヶ村、宮崎郡の内十三ヶ村であった。

したがって現在の曾於郡は都城県の管轄となったのである。その後、五年五月、都城県から始良・菱刈の兩郡と桑原郡の栗野・横川の二郷を鹿児島県に併合し、都城県は諸県郡の須木・野尻の二郷と小林の東方村を美々津県から分割併合した。これは当初の区域が土地の実情に即せず、所管の変更を両県参事より、出願し許可されたからである（始羅郡は都城県設置時始良と改称）。

六年一月十五日、美々津県・都城県を廃し、旧都城県所管の大隅国は鹿児島県に移管され、日向国一円で宮崎県が新設された。このため、岩川・恒吉は財部・末吉などと鹿児島県に属し、志布志・大崎・松山は宮崎県に属した。

九年八月二十一日、宮崎県は廃県となり、鹿児島県と合併したが、これは全国三府三十七県とする行政整理のためである。しかし合併後の鹿児島はあまりにも広大過ぎて分県の希望があり、これが入れられて十六年五月、宮崎県は再び分立した。「志布志町誌」によれば、大崎郷選出の篠田県会議員から「大崎・志布志・松山は日向

国（諸県郡）であっても地形、人情からいって鹿児島県に残った方が利便である」と県議会で発言があり、諸県郡分割を認めた上で審議されたが、この時は否決され、翌十六年の県議会に再提出、可決されたという。したがって志布志、大崎、松山は九年八月の宮崎県廃県以降は鹿児島県にそのまま残ったことになる。

## 一一 郷村の行政

明治五年四月、中央政府としては庄屋、名主、年寄等の名称を廃し、戸長、副戸長を置くべしというくらいのことと、まとまった規則はなかったので、県では県庁機構整備と共に県下諸郷に郡制を布き、十郷位を管轄する郡治所を設け、郡長・副郡長・里正・副正・戸長・戸長助などの郡官員を置いた。郡長、副郡長はもとの地頭・副役に匹敵するもので、里正・副正は郡長の命を受けて庶務を処理した。戸長は里正に属し、一村一里中を区別して戸籍の長となり、士族の長と平民の長は別々に置かれた。戸長助は戸長の補助者である。

鹿児島県の郡治所は、伊作・加治木・阿久根・牛山（大口）市来・指宿（後山川）・種子島にあり、都城県の



郡治所は、荘内・志布志・小林・垂水・国分・大根占にあった。この中、志布志郡治所の管轄は志布志・岩川・大崎・松山・末吉・串良・内之浦であり、又垂水郡治所の管轄は恒吉・牛根・市成・百引・垂水・新城・華岡・鹿屋・高隈であった。

### 三 大区小区制

明治四年、太政官布告に基づき五年二月の実施をめざしてつくられた明治政府最初の全国統一戸籍(壬申戸籍)の作成上、地域を大区、小区に区分けした戸籍区画が行政区画と重なり、郷村を大区、小区とも呼ぶようになったが、五年七月、県庁は郷村を正式に第何大区第何小区と改称するように布告した。都城県では県内を四十七大区に分け、志布志郷を第三十八大区とした。(志布志町誌七)

岩川郷、恒吉郷については都城県時代の資料が見つからないので、第何大区か不詳である。

五年九月、政府から郡長・里正の呼称を停められたので郡長は大区戸長、副長・里正・副正は大区副戸長に、戸長はそのままとし、戸長助を副戸長と改めた。

六年七月、一大区に一ヶ所の戸長役所が設けられたが、戸長の職掌心得によれば、その概要は布達の廻達、行状の勝れた者ややもめ孤独者の上申、戸籍訂正、訴訟の申達、道路や溝川の管理などである。

戸長役場設立に続き同年八月、郡役所を廃して支庁を県下六ヶ所におき、支庁には県庁から一人宛一ヶ月交替で出張したので、従来の大区戸長は廃止された。これで郷村の行政組織は、県庁—支庁—戸長役所と整備されることとなった。

県下六支庁は、第一支庁(加治木)・第二支庁(隈之城)・第三支庁(垂水)・第四支庁(知覧)・第五支庁(種子島)・第六支庁(大島)であったが、第六支庁は開設されなかったらしい。この中で岩川・恒吉は第一支庁(加治木)に属した。

この支庁制度も間もなく廃止されているが、八年初期以前と推定されている。

一方、都城県が廃止されて、新設の宮崎県は、六年二月十五日都城・飢肥・延岡に支庁を置いたが、三十八大区(志布志)は都城支庁の管轄に入った。同年五月、宮崎県は都城県・美々津県時代の区制を改め、三十八大区(志布志)三十九大区(大崎)四十二大区(松山)を合

わせ第九大区とし旧大区を小区とした。志布志は一小区となり、月野村はこの中に含まれる。なお、従来の郷を大区、村を小区としていたものが、郷が小区となったため、村は番号で呼ばれることとなった。しかし普通には何小区何村で呼んでいる。なお大区に区长・副区长をおき、小区に戸長・副戸長を置いて行政を整備した。「月野村略史」に次のように記してある。「明治七年、区に区长、小区に戸長をおく。志布志郷は第十四区小区となった。後大区となり、十二小区(一村一小区)に分かれた。

小区は原田・野上・夏井・内倉・伊崎田・帖・月野・安楽・田ノ浦・蓬原・野井倉・町島各村である。」六年十一月に第九大区は第十一大区に改称されているが、この時は志布志・大崎・松山の範囲である。志布志は一小区であったのであるが、七年の第十四区小区というのはどのようなことか資料不足で分からない。ここまでが宮崎県時代で、「後大区となり」から鹿児島県時代となるのではないだろうか。

鹿児島県では支庁制の布かれていた七年一月に支庁の下に区长をおいた。二十区位を管轄する支庁の下で区长は数区を管轄することとなったので、行政系統は県庁―支庁―区长―戸長と複雑になったが前述のとおり、支庁

が廃止されたので、行政系統は県令(県庁)―区长(区长事務扱所)―戸長(戸長役所)に整理された。

大区の区域は九年に宮崎県が鹿児島県に統合されてしばらくは旧宮崎県内の郷村は日向国何大区と呼んでいたが、十年六月に至り、全県下を通じて番号が付けられ、百九区となった。この中で岩川は第六十七大区、恒吉は第六十八大区、志布志は大崎・松山と合わせ第百四大区となった。

大区の中に小区を置いた。第六十七大区に第一小区から第四小区を、第六十八大区に第一小区(長江・須田木)・第二小区(大谷)・第三小区(坂元)を置いた。第百四大区は三小区に分け、志布志(月野)は第一小区となった。岩川は十年十二月は三小区中之内村、十一年六月は二小区五十町村、四小区中之内村となっており、どのように分けたのかはつきりしない。

区长は数大区を管轄しており、その役所を区长事務扱所といったが、岩川・恒吉・福山・市成・財部・末吉は福山の区长事務扱所に属した。また志布志・大崎・松山は志布志の区长事務扱所に属した。

全県下三十三ヶ所の区长事務扱所があったが、区长・副区长は八年末から九年初頭にかけて私学校系の人物が





第六十八大区戸長事務扱所印

多く任せられた。当時の区長は地租改正等の重要任務を負っていたので、大山県令は西郷隆盛と協議して帰郷中の近衛士官等の私学校関係者から多く選んだからである。また各郷の戸長・副戸長等も私学校関係者が多く、西南の役前の郷村の行政組織は、ほとんど私学校関係者に掌握されていた。

このような状況の中で西南の役が始まると、区戸長で西郷軍に加わり協力した者も多く、終結に伴い、戦死や拘引などもあり行政に一時支障を来したので、岩村県令はこれらを調査し十年十一月に至り改めて新区長を任命する運びとなったが、区戸長の給料、事務扱所の経費については兵乱のため民力を消耗しているので、特に官費で支給するよう申請し、一時的に許可された。

新区長・副区長（関係分）は次のとおりである。

福山区長事務扱所	三級区長	三級副区長
	村田 不二	野元 綱良
志布志区長事務扱所	二級区長	三級副区長
	久保田好那	田中 金平

明治十一年六月十七日付養子相続願（須田文書）に「第六十七大区岩川郷四小区中之内村百四拾九番地原田藤吉」「第六拾七大区岩川郷二小区五十町村九拾七番地牧之瀬作左衛門」というのがある。この文書の後の方に「二級副戸長大津十七、三級戸長最勝寺仲太」と併記され「鹿児島県令岩村通俊殿」となっており、朱印は「第六十七大区戸長事務扱所」と「三級区長村田不二」の二つが押されている。

「贈答郡概要」によると次のように記録されている。

「十一年二月、区長事務扱所変更があつて、財部其の他の大区は加治木に属し、志布志其の他の大区はやはりもとのまゝ志布志に属した」これによると岩川・恒吉は福山から加治木に移ったことになる。

戸長事務扱所は一大区に一か所が原則であり、戸長は区内四百戸から千二百戸までは一人を置き、千二百戸以上二千戸まで二人を置き、以下八百戸ふえるごとに一人宛増員した。又戸長・副戸長の選定は選挙で定めたが、なお所轄出張所員との協議により決定したので官選に近いものであった。

戸長は当時各村（小区）に一人と思われるが、前記須田文書の養子相続願によれば、岩川郷は五十町村と中之



関係もあり、同年十月公布となった。

鹿児島県では、十二年二月十七日郡区画と郡役所の位置が定められたが、囃唼郡（岩川・恒吉・財部・末吉・市成）は始良郡・桑原郡と共に加治木郡役所に属し、また志布志など諸県郡は都城郡役所に属したのである。初代郡長は加治木は平田宗高、都城は谷村純孝であった。

明治十六年、宮崎県分立のとき前述のとおり諸県郡が二分され、志布志・大崎・松山は南諸県郡として鹿児島県に残ったが、南諸県郡は大隅郡・肝属郡の属する垂水郡役所に属することとなった。

## 五戸 長

戸籍法施行当初役人であった戸長は選任方法も所管区域の定め方も何度か変り、地方によってまちまちであったが、明治十二年郡設置に併行して戸長公選制を設けた。被選挙者も選挙者も満二十五歳以上の男子で、官吏及び教導職を除くとしている。また選挙用紙には選挙人氏名押印が必要というものであった。その後十七年、戸長役場規模の適正化を図り、併せて戸長官選制（十月施行）に改正した。

志布志郷では月野村と伊崎田村で戸長一人であったものが、蓬原村・野神村・原田村・野井倉村・月野村の五村で戸長一名となり、戸長役場は蓬原に置かれた。この戸長制度は明治二十二年の市町村制へと続くが、各村の戸長を記す。

### 岩 川（五十町村・中之内村）

常備隊の隊長は大津十七であり、常備隊解散後の初代戸長は大津十七と思われる。大津は西南の役の時、岩川隊が編成されたが、その時の隊長であった。しかし出発直前に病気になるって佐々木勇輔高盛が代わって隊長となり明治九年十二月隊は出発している。

西南の役終結後の十年十二月坂口良一郎の金禄公債証書利子御下渡願に「第六拾七大区戸長心得最勝寺仲太」とある。その後十一年六月の須田文書（前述）に「二級副戸長大津十七」「三級戸長最勝寺仲太」が出てくる。二級、三級の別が不明であるが、戸長の順序を記す。数字は発見文書の年月の主なもの。

### 大津十七

最勝寺仲太（戸長心得）

最勝寺仲太

大津十七

10	12
11	6
16	12
20	3
13	1



大津は民選から官選戸長も勤めているが、二十二年の市町村制移行前まで戸長かどうかは資料がない。

最勝寺も大津も五十町村・中之内村の兼任戸長であり、職名は「噺唼郡〇〇村戸長役場」として空欄に五十町か中之内を筆書するようにし、その下の職印は角印で「五十町村中之内村戸長役場之印」となっている。十七年の戸長役場適正化以降の職印は「岩川郷」と横書きし、その下に縦書で「五十町村外一村戸長役場之印」としてある。また、小さな角印で縦書の「戸長大津十七」という形のものも併用されている。

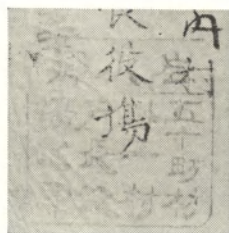
大津十七は大正七年一月二十八日没、行年八十三歳。

恒 吉 (数字は文書の年月の主なもの)

一代	遠矢 良治	常備隊半隊長で、西南の役時も戸長
二代	後藤 祐之	
三代	勝目 政行	西南の役の時副戸長
四代	小田 勲	16・10 17・7
五代	松下助五郎	17・10 17・12
六代	矢上 恭介	18・3 21・3
七代	笠茂 政徳	21・8 22・4

これより官選

職名・職印がある文書は小田勲からであるが、岩川の



岩川郷五十町村外一村戸長役場之印

押ししている。このころは坂元村は佳例川村と合併しているので、印名がない。

官選戸長の初代は、福山の松下助五郎(兼勝)であったが、病気で長くは恒吉におらず、福山に帰り明治十九年亡くなった。松下は福山の区長を勤めた人で、松下病院長の松下兼知の祖父である。その後、末吉の矢上恭助が赴任してきた。矢上は末吉に常備隊設置時の小隊長をしたが、岩川にいた二階堂三郎(県教育委員などした)の祖父(母方)である。矢上は野上田家に下宿していた。

十七年の官選戸長時から職名は大谷村というように村名を従前どおり使用しているが、職印は「恒吉郷」と横刻し、下に「長江村外三村」と縦刻したものである。したがってこの時は坂元村は復帰している。

恒吉の戸長も岩川と同じく郷内の各村を兼任している

場合と同じく「噺唼郡〇

〇村戸長」の空欄に村名

と戸長名を筆書するよう

にしており、その横又は

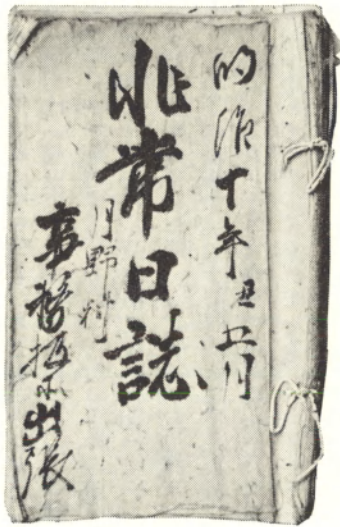
下に「長江村・須田木村・

大谷村戸長役場之印」を

ようである。

月 野 (数字は文書年月の主なもの)

当初各村ごとに副戸長が配属されていた志布志郷(一小区)は、七年七月から副戸長に数村を兼任させたが、前述のとおり伊崎田村・月野村の兼任副戸長は清水貞寿であった。清水は西南の役に出兵している。なお西南の役中の五月から七月の非常日誌綴に月野村事務扱所出張と記載してあるが、月野村に出張所があったのではないだろうか。



明治十年非常日誌

佐藤 笑 13・1 15・1

戸長代理用係細山田実信 13・8 旧14・2  
若松 親武 旧14・12 17・3

戸長代理筆生平川利兵衛 15・1 17・6  
戸長代理筆生藏岡甚左衛門 15・7 17・7

佐藤笑は西南の役に「出兵不自宅謹慎中事務取扱命候」ということで八月、副戸長心得を命ぜられている。また佐藤笑は十五年一月の文書、若松親武は十四年旧十二月の文書がある。既に太陽暦に改正されているが、このころ交替したのであろう。また平川利兵衛は村会会員(議員)の辞職願を十六年四月八日付で戸長役場へ提出している。

以上が民選戸長時代であり、月野村・伊崎田村戸長役場時代である。

官選戸長となり、蓬原村外四村の戸長役場は蓬原村に置かれたが十九年当時の戸長は『志布志町誌』によると以下のとおりである。

坂元 良孝 用係 床次種実・福田清蔵・平川吉蔵・

神戸宗八・若松親武・大山誓一

床次 種実(21・3)

六 県会と町村会

県 会

明治十一年、府県会規則が公布され、議員は郡区の大  
小により五人以下とし、任期四年で二年毎に半数改選と  
された。県の初選挙は十三年一月であったが、始良・桑  
原・贈喉の三郡で定数三人の所、野村郷兵衛・黒丸市  
助・荒田与平次が当選した。諸県郡の定数は四人で、篠  
田政竜・永井実知・西長英・上田集成が当選している。  
十四年、定数改正があり、贈喉郡二人、諸県郡五人と  
なった。

十六年、宮崎県の分立があり、議員定数が減じたが、  
贈喉郡は定員三人、南諸県郡は定員一名となっている。  
十八年一月、選挙で贈喉郡から当選した大津与善は岩  
川で、大津十七の弟である。後、加治木に移住した。ま  
た分村後の月野村初代村長若松親武は二十三年から三十  
七年まで南諸県郡選出の県会議員である。

町 村 会

明治十二年十一月、町村会議規則が定められ十三年一

月から施行されることとなった。これによれば町村会は  
各町村人民の協議に属すべき経費や協議で興す事業、町  
村共有物の取扱、町村金穀貸借に関する事件を議定す  
るため創設したもので、会議は各町村ごとに開くが、利  
害を同じくする町村は合併して開会することもできた。

会員は公選によるもので戸数百戸未満は十人、百戸以  
上二十戸ごとに一人を増した。その組織は会頭（議長）  
一、主事二及び会員から成り、会頭と主事は会員から互  
選された。会員の任期は二年で一年ごとに半数を改選す  
るが、会頭と主事は毎回改選とした。

県はできるだけ早く町村会議の開会を実施させようと  
したが、十三年五月、区町村会法が実施されたのに伴  
い、町村会規則は該町村人民中において立案評決し戸長  
に提出し、戸長は郡長を経て県令に提出させるようにし  
た。同時に町村会は行政区画に関係なく、数町村に戸長  
一人で兼務する場合が多かったが、各町村ごとの規則と  
数町村連合の場合は、連合町村会規則を設定し提出させ  
た。

また町村会規則の実施と共に、十二年の戸長改選配置  
に当たり町村の従来の諸役を廃したが、翌年三月各町村  
で町村組合を定めるようにし、組合世話人を設けること



とした。組合の範囲、世話人の選定その他、各町村の協議に任せた。

十七年戸長官選となり戸長役場の管轄区域が拡大されたが、これに伴い各町村ごとの会に代わり戸長役場単位の連合町村会の開催が多くなり、町村会は自治的協議機関より、むしろ戸長の行政上の機関に近くなった。

奴久妻兼修

贈郡坂元村会議員当撰候事

鹿兒島県贈郡長江村外三村戸長 松下助五郎

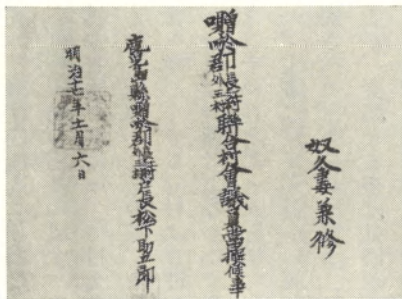
明治十七年十一月六日

同じ日付の同人の連合村会の証書も交付されている。

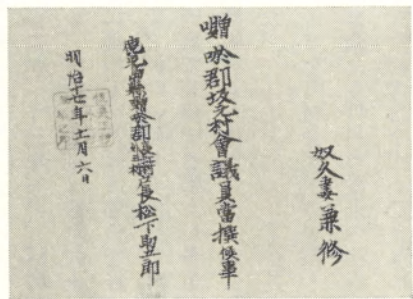
贈郡長江村外三村連合村会議員当撰候事

鹿兒島県贈郡長江村戸長 松下助五郎

坂元の奴久妻兼修は五年から第十九郷校の小学生の他、助教寄などしており、十七年十一月二十八日贈郡役所から「坂元小学一等授業生申付候事」とある。議員と同じ年月であるが教導職・学校教員など議員になれな



連合村会議員当選証書



村会議員当選証書

かったはずであるのに二年後の十九年十一月六日も議員当選証書が交付され、二十年四月十四日郡役所から「坂元簡易科小学授業生ヲ命ス」とある。

月野村の戸長代理筆生であった平川利兵衛は「今迄村会会員の資格で勤務していた所今回よんどこない故障が起り勤め難いので辞職仕りたく思いますので御詮議の上よろしくお願い申し上げます」と十六年四月八日付で戸長役場に提出している。また同じ四

月に月野村村會議員丸田米蔵も「黙止し難き事情」のた  
めという事由で、辭職願を戸長若松親武に提出してい  
る。いずれも兼職が問題となったのであろう。

### 七 坂元村の移動

明治十五年、恒吉郷の坂元村は福山郷の佳例川村と合  
併し、戸長役場を川窪（佳例川小学校跡付近）に置い  
た。

戸長 東野通親（佳例川の土）

書記 紳與太郎（坂元の土）

同 鎌田政道（福山の土）

その後、又分離した。（『福山町誌』）

坂元の仮屋仲次郎も割子田の役場に勤めていたとい  
う。

飛佐の有村文書の地租等領収の中に、「明治十七年七  
月一日 大谷戸長 小田勲」として押印があるが、その  
印は「長江村須田木村大谷村戸長役場之印」で坂元村が  
記されていない。同年十月の領収には「明治十七年十月  
大谷戸長 松下助五郎」「恒吉郷長江村外三村戸長役場  
之印」とある。

長江村外三村は須田木村、大谷村、坂元村のことであ  
るから、坂元村が恒吉郷に復帰したのは明治十七年七月  
から十月までの間であるが、戸長が官選となり、併せて  
県は九月に戸長役場の区域の改正を布達しているので、  
復帰は十月からと考えられる。

佳例川（福山）の割子田はもと荒平と一緒に坂元村に  
属し、川路山は福山に含まれていた。それを交換して割  
子田を福山へ、川路山を坂元へ含めたという（大保孫市  
氏が父中尾盛右衛門から聞いた話）。この時代が不明で  
あるが、坂元村の移動のころのことと思われる。

又川路原と新原は現在は福山町に含まれているが、両  
方とも昔は恒吉郷の内であった。しかしこの両部落は仲  
々言うことを聞かぬ所で、遂に福山郷に貸付けたという  
話がある。

これは勝目琢磨の祖父の政行が戸長をしていた時と伝  
えられているが、この貸付証文が勝目家にあり、それに  
は「東贈啖郡から西贈啖郡に貸付申し候事」と記されて  
あったという。琢磨の祖父は明治十六年まで戸長をして  
おり、贈啖郡が東西に分けられたのは明治二十年である  
ので、時代に四、五年のずれがある。

贈啖郡が東西に分けられた時、東贈啖は南諸県と一緒に

に岩川の郡役所に管轄された。西贈啖は加治木の郡役所となつたので、この時に関係があるのかも知れない。

## 第六節 東贈啖郡・南諸県郡

明治十七年九月二十五日現在の県下二十三郡区域の關係分は次のとおりであつた。

贈啖郡＝敷根郷・清水郷・東襲山郷・福山郷・牛根郷の内  
 (境村・福地村)・恒吉郷・財部郷・市成郷・末吉郷・岩川郷・国分郷の内(上小川村・真孝村・小村)  
 南諸県郡＝大崎郷・志布志郷・松山郷

二十年、管下伊佐・大隅・贈啖三郡を分割して六郡としたが、このため贈啖郡は東西に分割された。

東贈啖郡＝恒吉郷(長江村・大谷村・須田木村・坂元村)・財部郷(南俣村・下財部村・北俣村)・市成郷(市成村・諏訪原村)・末吉郷(二之方村・岩崎村・深川村)・諏訪方村・南之郷村)・岩川郷(五十町村・中ノ内村)  
 西贈啖郡＝敷根郷・清水郷・東襲山郷・福山郷・牛根郷の

内(境村・福地村)・国分郷 (村名省略)

またこのため四郡役所が増設され、七月から開庁したが、東贈啖郡と南諸県郡を併せ岩川に郡役所が置かれた。郡役所は八幡神社の下の教育会館(昭63現在)の所であつた。二十年三月付贈啖郡役所から中ノ内村戸長役場に出された「須田藤太国民兵籍削除願」に関する通知状の印は「鹿児島県菱刈始良桑原贈啖郡役所印」とあつたが、新しい郡役所は名称を東贈啖南諸県郡役所とした。

## 第七節 町村制実施

### 一 町村の自治制

町村自治については、明治初年から各種法規の制定により漸次形成され、特に十一年七月の郡区町村編成法、十三年四月の区町村会法などの公布により、その基礎が築かれてきた。

そして明治二十一年四月、市制・町村制が公布されたものがこれは町村自治の意義を最も明瞭に法律化したもの



で、地方自治体としての町村の地位が確立したのである。

県では旧各郷を一町村区域とすることが規模からも、旧来の慣行からも可として大規模の町村合併を計画、二十二年四月から旧町村の合併による新町村が誕生することとなった。

これを全国規模でみると二十一年、七〇、四三五の町村が翌年には五分の一に減少しているし、県では旧町村の総計六〇九が合併により一一四の新町村となった。そして旧町村の名称は改めて大字としてこれを保存することとした。

岩川では五拾町村と中之内村が大字五拾町・中之内となり、岩川村が発足した。恒吉では長江村・須田木村・大谷村・坂元村が大字として残り、恒吉村が誕生した。志布志は帖村・志布志町・夏井村・安楽村・内之倉村・田之浦村・伊崎田村・野井倉村・蓬原村・原田村・野神村・月野村の旧十二ヶ町村を合併、志布志村とし旧村を大字とした。

町村制が実施されると、町村会議員並びに町村理事者の選挙を行うこととなるが、村会議員選挙の有権者の資格は一級二級の別があり、これは国税額によった。村内

の国税額の総額を有権者数で割ると平均額が出るが、その平均額から上は一級となり、平均額から下は二級となった。そして一級は一級の資格者により、二級は二級の資格者により選挙した。しかしだいたい候補者は一級の方からが多かったが、そうなると二級の候補者の方が有利になるので、一級の資格のある候補者でも状況によっては二級から出馬することができた。選挙は最初大字毎に候補者の予選をしたが、この予選でほとんど当選者は決定したようなもので、この予選に漏れて、自由で出馬しても当選は難かしかった。

当時の村会議員の定数は、岩川・恒吉とも資料が得られないが、隣村末吉の場合一級十二人、二級十二人、計二十四人であったから、この定数以下と思われる。

村長（理事者）の選挙は村会で選出したが、岩川村では初代村長に中村源五右衛門、恒吉村では初代村長に小田勲が選任された。中村源五右衛門は末吉の出身である。

## 一一 月野村の分村

明治十七年以降、志布志郷は蓬原村戸長役場と帖村戸

長役場に二分され、月野村は蓬原村外四村戸長役場に属していたが、二十二年の町村制施行により志布志郷は志布志村となった。同時に蓬原にあった戸長役場を帖村の戸長役場と合併し、帖村戸長役場を新しい村役場としたため、当初から月野など北西部の農村には分村の気運が強かった。

月野は月野川の流域にあり、田圃も広く生活もよかつたが、そのためか税金も高かつた。このことも前から月野の人達には不満であつた。村役場が南東の帖に移り、月野から五里(二〇km)以上にもなった上、交通も非常に不便であつた。また今まで感情的におもしろくなかつた麓郷士の権力から離れ、旧藩時代の古い殻を捨てる好機が到来したということもあつた。事実、県下各地で分村請願運動が起つたのである。

月野の直接の分村の動機は、教員問題と税金問題である。学校の教師は皆麓から来ていた。それは在ざいに勉強させると人物が出るから困る。在の者には農業をさせておけばよいという考えであつた。

当時月野にも優秀な青年たちがいた。蔵岡武吉、平川武八、藤屋甚兵衛、久保田恒右衛門、福留源左衛門など学問のある若者がいたが、学校教師には採用しなかつた。

た。こうした在軽視の麓の仕打ちが月野の人たちの大きな不満であつた。

この当時、月野の二、三ヶ所で税の滞納処分があつた。それが丁度二重請求になつていたのであるが、納税者は領収証を出さずに、言われるまま滞納金を納めたのである。こうしておいて、後で役場はこのような二重請求の不正をすると役場にねじこんだ。

また月野の学校に師範学校二期か三期卒業の野辺という先生が来ていて、非常に成績がよかつたのを志布志が欲しがって取り上げてしまった。野辺の後には福山の中山惟茂という先生が来た。

このように税金のことや学校教師のことが直接のきっかけとなつて、月野分村の烽火があつたのであつた。

月野の分村運動は隣村野方村の大崎からの分村運動等とも並行して展開された。

二十二年、二十三年、二十四年に亘つて盛んに分村運動が続けられ、二十四年五月に到り県内幾多の分村が許可されたが、月野村と西志布志村の分村(県市町村変遷史)は二十四年二月)はこの時である。

分村交渉には蓬原役場に、藤屋甚兵衛が行くことになつた。ところが藤屋は普通のことでは向こうが見かざる

から、馬に乗って堂々と乗り込むと言い出した。そこで川島権助の馬に藤屋が乗り、随行員として岩永八郎がついて行った。こうして分村交渉は開始されたが、もちろん蓬原役場では解決はつかないので、鹿兒島県庁に猛運動を起こした。藤屋甚兵衛、福留源左衛門、久保田恒右衛門三人は、たびたび鹿兒島へ往復した。古老の話によると、一ヶ月くらいは詰めきりであったらしいが、もっとも一人は残り一人は帰るといふ具合で、月野や蓬原とたえず連絡をとりながら運動を続けた。

月野が分村運動を始めた後、蓬原が分村運動を始めた。それで志布志は最初、東西二ヶ村に分村するつもりであった。そこで蓬原と月野は一つの村をつくり、市柴に役場を置くということになった。これは久保田常右衛門が市柴の住人なので、自分のところへ役場を持って来るということであったとも言われている。しかしこうなると西志布志は月野の下小僧（したこず）になるというので、別に独立することになった。

志布志はもと五区であったが、月野は月野一区で独立したのであった。当時の戸数はおよそ四〇〇〇戸であった。

この分村運動で、月野は従来相当な学校資金積立金が

あったが、分村運動の資金に皆使ってしまった。分村当日のことを蔵岡武吉記録（金之助の父）は次のように伝えている。

月野村

村長 若松親武

助役 永吉源右衛門

右二十五年三月二十七日旧二月二十九日今日より若松殿宅ニ而仮村役場事務取扱相成候 為後年印置候 旧四月十二日より村役場へ引コシ方へ相成候

これによると、分村当初は建物にあてるものがないので、村長若松親武の私宅で事務をとったようで、それが旧二月二十九日で、四月十二日に村役場へ移っている。およそ四十日位、若松村長宅で執務したことになる。この若松村長宅は、現在の月野中学校のあたりであった。分村の時の委任状があるので、次に掲げる。

拙者共儀無摠事故有之候付 南諸県郡志布志村大字月野福留源左衛門 藤屋甚兵衛 久保田常右衛門 永吉源右衛門 吉永善助 松田駒次 川崎 繁 平川利兵衛 有馬祐衛門 丸田米蔵 義川喜納次 大字伊崎田管田利右衛門 永吉利



右衛門 中室今朝太郎 黒木喜兵衛 野口善藏 牛水源次郎  
 大字蓬原福田清藏 馬場藤蔵 大字野神丸目千蔵 重富仁助  
 針山五太郎 大字野井倉野井倉甚兵衛 小蓬原仲右衛門  
 大字原田柳原直太郎ヲ以テ部代理人ト相定メ拙者共ノ名儀ニテ左ノ権限ノコトヲ代理為致候事  
 一、志布志村ノ内大字月野伊崎田野井倉蓬原野神原田ヲ以テ区域分割方請願一切ノ件  
 右代理委任状仍テ如件

南諸県郡志布志村大字蓬原 (馬場藤太 福元富藏)

同郡 同村 大字野井倉 吉永吉右衛門 飯田仲兵衛

南諸県郡志布志村大字野神 飯屋七太 宮口甚太郎

同郡 同村 大字原田 楠本長次郎 芝田吉次

同郡 同村 大字月野 外八十二名(略)

## 第八節 噲啖郡の発足

### 一 郡の区画

郡制は明治二十四年四月から施行することとなつてい

たが、那分合は各地区の利害得失がからみ、各地方民から国会への請願が殺到するなど、また県内でも幾多の紆余曲折を経て、二十九年、遂に法律第五五号を以て新那名、管轄区域及び郡役所の位置が定められた。

新しい郡は、鹿児島郡(鹿児島市山之口馬場町)、揖宿郡(指宿村)、日置郡(伊集院村)、川辺郡(加世田村)、薩摩郡(限之城村)、出水郡(出水村)、伊佐郡(大口村)、始良郡(加治木村)、噲啖郡(岩川村五十町)、肝属郡(鹿屋村)、熊毛郡(北種子村)八括弧内は郡役所所在地ノなほ大島郡は島庁の治下に置かれた。

これらの中で、新しく合郡された噲啖郡は、従来の東噲啖郡(財部、末吉、岩川、恒吉、市成)と南諸県郡(大崎、志布志、松山)を合わせたものであった。

郡区画の決定は二十九年であるが、郡制の実施は三十一年四月からである。月野の中川藤右衛門が第三回東噲啖南諸県二郡物産品評会煙草審査員に選任された辞令には、「明治二十九年十二月四日 東噲啖南諸県郡長佐藤良之助」とあり、郡制施行前のため、まだ旧郡名を使用している。

『月野村史』には「明治三十年四月一日東噲啖郡南諸県二郡を併せて噲啖郡となさる」と記し更に「同三十一

年四月郡制実施せらる」とある。勝目文書には「明治三十年四月南諸県郡と東嚮吹郡とを合併し、嚮吹郡と改称せらる」とあるので、三十年四月郡名を嚮吹郡と呼称することとなり翌年郡制実施となったと思われる。

## 二 郡 役 所

明治三十一年四月、郡制は実施されたが、郡役所処務は明治三十七年郡役所処務細則で、引続き施行、大正十年九月右郡役所処務規程を改正した。郡官吏、吏員は郡長、郡書記、郡視学、産業技師、技手等を置き、郡配置の職員として農業、水産、土木各技手、社会教育主事及び学務委員等がおかれた。

郡制については、その廃止問題が更に第二十二議会以来しばしば議場で論議され、その後幾多の変遷を経て、大正十年議會を通過し、同年四月十二日郡制廃止の法律が公布された。廃止の実施については、勅令で大正十二年四月一日と定められた。しかしその後も行政機関として僅かに存続していたが、間もなく大正十五年六月に至り、地方官官制改正によって、郡長、郡役所の制も廃棄となり、同年七月一日を期して郡役所廃止が断行され

た。郡役所庁舎は明治二十年以来長い歳月を経たので、腐朽破損の箇所が多かった。そこで岩川町では森園に敷地を購入し、庁舎を建築して県に寄附した。大正十三年三月十八日新庁舎に移転した。こうして残務もあったので、実際の廃庁式は、昭和二年三月三十一日であった。

嚮吹郡役所の歴代郡長は左のとおりいろいろの資料に記されている。宮内勝海が開庁第一代で岩元勿、稲垣重節、佐藤良之助、岩脇武男、川俣直之、倉田藤太、川上助作、森谷八千夫、肝付忠一、柳田武輔、日高彦市、大井藤助、最後の郡長は竹下盛宜であった。

しかしながらこの郡長名は、明治二十年東嚮吹郡が出来た時、郡役所は岩川に東嚮吹南諸県郡役所として発足し、郡長は両郡を兼ねた時からの名である。この時の初代郡長は宮内勝海で、その後岩元勿、稲垣重節となり、両郡合同の最後の郡長は佐藤良之助であった。そして明治三十年新しく嚮吹郡が発足し、その初代郡長が岩脇武男であった。

郡役所の組織は郡長の外に郡書記十一名、郡視学一名、社会教育主事補一名、郡技手二名、産業技手四名、雇四名があり、庶務、学務、兵事、勸業、財務、文書の六係があった。また、第一課（庶務、農商務、兵事、学

務)第二課(稅務、會計)という制度の時もあったが、後、課制は廃止された。

郡会については『県史』にも「郡制も愈々三十一年四月一日を以て実施され、逐次各郡会は成立した」とあるし、本郡では明治三十二年十月七日付で、月野村中川藤右衛門が「月野村選挙区ニ於テ囃吹郡会議員ニ当选シタルコトヲ証明ス」という当選証書を囃吹郡長岩脇武男名で出している。これによると明治三十二年十月の選挙が本郡郡会議員の第一回選挙であろうと思われる。

郡会は郡行政の議決機関としてあり、郡会議員は各町村から選挙によって選出した。普通選挙以前であるから、選挙権は直接国税を所定の額納める人だけにあつた。郡会議員は定員十四人で、各町村別に見ると、岩川一、恒吉一、月野一、野方一、市成一、松山一、財部二、末吉二、志布志二、大崎二であつた。任期は四年であつた。この郡会議員には県會議会の場合と同じく郡参事会があり、会員は五人で、議員の互選であつた。任務は、重要なことはこの参事会で決め、一般的なものを総員の郡会にはかつた。

郡費をどのように分担していたか、大正三年の記録があるもので、次に掲げる。

岩川一、二四八円、恒吉七九四円、市成五〇八円、財部一、九六九円、末吉二、八七九円、松山七七六円、志布志二、〇二三円、西志布志一、三七五円、月野五一〇円、野方五〇五円、大崎一、七五四円。

## 第九節 戦時体制

### 一 大政翼賛会

昭和十五年、皇紀二千六百年に当り、中央地方でも全国的に記念事業が盛大に行われた。東京宮城前広場で行われた紀元二千六百年記念式典に天皇も出御、各町村長など上京出席した。

昭和十五年、中央で大政翼賛会が発足、翌十六年、県、市町村に大政翼賛会支部が設置された。支部長は町長、理事五人、事務局は組織部、庶務部であつた。運営としては町常会を開くこととし、会長支部長(町長)常会員(協力会議員)四十名位で組織された。町常会は大毎月一回開会され、この会で協議された事項を、各部落会の常会の協議事項として移した。町常会では貯蓄増加目標額を示し、支那事变国債、貯蓄債券、報国債券の



消化など協議された。

九月には翼賛会の第一次推進員が出来た。

前々年から続いて毎月一日は「興亜奉公日」とし、

「勤労と増産の強調」「生活正義の実現」など、毎月実践事項が取り上げられた。

## 二 翼賛壮年団

昭和十六年十二月八日には大東亜戦争に突入した。そこで銃後を固める組織として、翌十七年初頭には大政翼賛会の推進団体として翼賛壮年団が結成され、末端では県・郡・町村にそれぞれ翼賛壮年団が結成されることになった。

### 町村団の結成式

役員として総務十人、幹事数名、各校区に分団長、各部落に班を置き班長が代表した。

十七年三月十九日、岩川国民学校校庭で、郡内各町村壮年団関係者集合して、郡壮年団結団式が挙げられ、式後、小平原運動場へ大行進をし、同所で分列式を行った。郡団長は川崎魁であった。壮年団は戦意の昂揚結集の会合や講演会を開いたりした。

月野村翼壯団長 有馬 祐康

恒吉村翼壯団長 伊集院忠雄

岩川町翼壯団長 川崎 魁（贈吹郡団長と兼務）

昭和十七年大詔奉戴日が設けられた。

大詔奉戴必謹生活運動が展開され、「一億一心正午の祈念」「親切強調週間」「正しき生活強調週間」など、次々と「週間」が通達された。

また毎月県からその月の「常会徹底事項」が送って来た。「一斉草刈運動」「一斉ラジオ体操」「国民貯蓄強化」など実行事項を町の徹底実行事項に掲げた。食糧や軍需の増産も強く叫ばれ、衣料自給のため、桑皮採集、ヒマ栽培運動などがあった。

## 三 地方事務所の設置

昭和十七年七月、県の出先機関として郡単位に地方事務所が設けられたが、これは戦時中の増加する国政事務の末端浸透と、市町村行政の監督・指導の必要から知事の補助行政機関として、主要物資の増産・供出・配給・労働力調整・兵事・軍事扶助・町内会・部落会の整備指導事務を行わしめた。

贈嶽地方事務所は岩川に設置され、岩川国民学校講堂で開所式があった。場所は現在（昭六三）の総合庁舎の所に木造で建てられた。

#### 四 戦時下の町村民

昭和二十年、本土決戦が叫ばれ、敵の上陸が近づくとしきりに言われるようになった六月一日、町村国民義勇隊が結成された。

「義勇隊の真使命達成の為に鞏固なる団結の下、全員特攻隊に続く決意を固め、一切を戦力増強に傾注、時刻を争って、敵が上陸の時、隊員は剣を執って敵に向かう組織であった。」と宣誓文にもあった。

この義勇隊は間もなく終戦になったので、名簿作成程度で終わった。

昭和二十年八月六日、米機は沖縄基地から飛び立って、数回に亘り岩川を空襲し、焼夷弾投下と機銃掃射を行った。

岩川では岩川駅で機銃掃射のため、月野の人が召集を受けて岩川駅に来ていた所を撃たれ死亡した。また八合

原飛行場に面会のため広島からわざわざ来た三人連れの人が母と嫁を撃たれ一人になった人もあった。岩川青年学校が焼失したのもこの日であった。沢写真館では丁度お昼過ぎで、ご飯を食べているところに空襲になり防空壕に入ったが、その時、末吉高等女学校初訓養成に在学中の娘が、納戸で寝ていた所を足の腹を打たれた。二階にあつた写真機も機銃でうたれ損傷した。沢写真館では今でも家中弾痕が残っている。（昭四四現在）

月野小学校にも焼夷弾が落とされ、バケツで消火作業をした。松山出身の山口学助教は廊下で足に銃弾が貫通したので、リヤカーに乗せて末吉の病院へ運ぶ途中、絶命した。

八月九日には、グラマン一機が北地区に機銃掃射を加え、このため折田の遠矢セキと山元訓導の子、一八が、それぞれ腰と腕に負傷した。

徴兵や召集で出征する兵士には、地区総出で見送り、日の丸の旗に寄せ書きしたり、千人針を持たせたりした。

千人針は日清日露戦争のころ始まり、満洲事変以降、一般化したもので、白布に女性が一针ずつ赤糸を縫いつけ、お守りとしたが、寅年生まれの女性は歳の数だけ縫

うことができた。死線を越えてという意味で五銭硬貨も縫いつけ、腹巻きにした。

生活物資も次第に欠乏し、米や衣料品・酒・たばこまで手帳や切符による配給制で耐乏生活が強いられた。

八月十五日終戦、その動揺の中で、九月十六日夜から十七日夕方まで大暴風雨で当地方の被害甚大であった。

## 第十節 選挙

### 一 吏党民党抗争

#### 県内の抗争

「ちと、みんな」という言葉は、今も年とった人たちの間には残っている。「ちと」とは吏党をなまめた言葉で、政府党を民党側から呼んだもの、「みんな」は民党で、人民党、いわゆる野党のことである。「ちとみんな」は選挙が始まって以来、後にも先にもこれほど激しい抗争はないと言われた大変な選挙戦であった。

その経緯を「鹿児島島の歴史」によって記すと、「帝国議会の開設以来政府野党の対立と抗争は激しく、政府は全力を振るって野党に対抗し、ついには第二回総選挙に

おいて激しい選挙干渉を行い、いわゆる吏党・民党の争いは頂点に達した。しかも藩閥政府の故郷鹿児島において、この対立はきわめて激烈で皮肉な現象を生んだが、これはあるいは西南戦争、いや征韓論以来の対立の結果かと思われる。ところで九州改進黨解党以後見るべきもののなかった政界で、明治二十三年の国会開設を控えて、二十二年二月九州同志会が熊本で結成され、鹿児島からもこれに参加、まもなくそれにつながるものとして鹿児島同志会が結成された。

するとこれに対抗して有村国彦（時に第五国立銀行頭取）らは帝国同志会を結成し、世に五銀派と呼ばれ、政府党となった。しかし、これは地元ではそれほど振るわず、二十三年第一回の県選出の衆議院議員は、全部鹿児島同志会員が当選した。この後の県政界の動きは、藩閥中央政府がいかにして県下地元を切りくずし、自己の勢力を植え付けるかの動きとなり、激しい吏党・民党の争いを展開する。すなわち民党の鹿児島同志会は機関紙として鹿児島新聞を買収して宣伝活動に努めたが、一方柏田盛文らは同志会を脱退した厚地政敏や五銀派と握手して独立倶楽部と組織して吏党の本拠とし、機関紙として鹿児島毎日新聞を発刊して民党切りくずしに当たった。



吏党とは民党が政府党に対して呼んだもので、鹿児島ではまたマサヨシ（首相松方のこと）派とも呼んだ。二十五年第二回総選挙における松方内閣品川内相の有名な選挙干渉の時は、県下の干渉圧迫がものすごく、激しい吏民両党の争いを展開した。」

### 岩川の抗争

吏党民党の抗争が激しくなると、有権者の奪い合いが始まったのであるが、有権者の中でも旗色をはっきりしている人は別であるが、態度のあいまいな人をめがけて、両方から奪い合いが激しかった。選挙が近づくと有権者のかくし方がはじまった。他党に知られないように、そっとかくしておくのであった。岩川では町の商家の倉庫にかくしたのもあった。そして手者（てしや）撃剣や柔道のけいこをした若者）を雇ったり、屈強な若者を頼んで昼夜その付近を警戒させた。

選挙の朝になると、岩川の場合かくした有権者を倉庫から出し、皆護衛して役場へ送った。はっきり党派の定まった人はそのまま役場へ行ったが、態度のあいまいな人は、そこで奪い合いが始まった。そのため逆指を折るやら、頭を打つやら大変な騒ぎであったという。岩川の

この頃の役場は現在の小学校の門口のあたりにあった。なお、松山の民党の有権者を岩川に連れて来て、役場の後の山にかくし、選挙の日は、長迫から上之段へ連れていって、それから松山の役場に送ったのもあった。後でそのことが吏党に分かり、上之段に待ち伏せたりしたが、もう有権者を送った後であった。

岩川では吏党が負け、民党が勝った。しかし鯨島長十郎氏の話によると、吏党民党はその後も仲が悪く、岩川地方は大部分が民党で、吏党は数も少なかったが、吏党の人は、役場やその他の仕事にもつけず、だんだん少なくなっていく後には他郷へ出て行ったりした。

### 恒吉の抗争

吏党民党の抗争は、独り代議士ばかりでなく、県・村会議員・村吏員等、選挙に関係して激しかった。

それはまた私交上にも及んで、党が異なれば父子兄弟親せきであっても絶交し、自党の人は村内はもちろん、他村民であっても兄弟親せきのように親しくした。田畑を小作させる場合でも、他党であれば取り上げて自党のものに与えた。金銭貸借でも同じで、結局資産のある者が党員を多く集めた。

明治二十五年八月から十月に至って、官地生草払下出願の競争があった。これは牛馬の秣草を一方に占めて、他党を困らせ、自党につかせる方策からしたことであった。この時両党とも親睦会を開き、会場には旭旗を交叉し、会に来る時は国家万歳、正義派万歳又は天皇陛下万歳、民党万歳などの大旗をなびかせ氣勢をあげた。いよいよ会が始まると弁士は代わる代わる演説を為し、その後盛大な酒宴を張り、酔っては大声で他党の悪口を言い、大きな騒ぎになろうとしたこともあった。あるいは角力、棒踊等を催し、本村はもちろん他村の自党を多数集めて、自党の盛大さを示した。そして一方の党が行なえば、他党がまた行おうという具合で、両党の弁士は各村に黨員を集めて演説をし、余興には角力や棒踊太鼓踊、花火等を催し、人気を集めることに努めた。

二十六年六月篠田代議士が死亡し、その後任者の選挙をすることになって、民党は旧代議士蒲生仙を推し、正義派は佐藤通代を推そうとして、また激しい抗争が始まった。

恒吉では投票日前から県内各村の壮士が両党とも入り込み、抗争が激しかったが、いよいよ選挙の日六月二十七日となると、村役場前では大騒動が起こり、板橋か

ら落ちる者があり、役場下の川辺に走る者あり、大変な騒ぎであった。この日の壮士は双方五百余名で、重軽傷を負うもの三十余名であったという。是を保護する為巡査七名出張して来た。当日の両党の選挙事務所は、正義派は野町の能見武助方、民党派は麓の永井利福方であった。恒吉では投票日大混乱し怪我人も出たが、岩川の鮫島長十郎氏の話によると、選挙の翌日別府の道下の田植に行っていたら、恒吉の怪我人を運ぶ「たごし」が通ったのを覚えているとの事だった。

野上田愛五郎氏の話によると吏党は役場員二、三人、郵便局員、それに野町・神牟礼・飛佐の半分などが吏党であったという。

飛佐は大路と一緒に、上大谷と言っていたが、吏党系の飛佐と民党系の大路に部落が分かれた。飛佐部落内に住んでいた坂野と鮫島の二名は、反対党に属したため大路部落に加入しており、鮫島はその後飛佐に加入したが、坂野は大平洋戦争終結後飛佐に加入した(飛佐重徳氏談)。

### 月野の抗争

月野でも吏党民党の抗争は激しかった。しかし大体は

民党で、当時有力者の藤屋・古藤・中内・平川などが民党、吏党は福留源左衛門・窪田恒右衛門などであった。福留源左衛門は月野が分村すれば村長になるといったがそれを蹴られたので、吏党へ走ったといわれる。民党は下岡の青山方に事務所を置き、吏党は左近充伝五郎方に事務所を置いた。吏党の演説会が左近充方の前で行われる時など、民党の方から太鼓踊りを差し向け演説会を邪魔したりしたという。

野方荒谷の福富嘉平次という人は、その辺りで一人の有権者であったそうだが、その人を下岡の前川利作方（吏党の選挙事務所）に連れて来て隠した。そして若者が腕章をし、三尺棒を持って、前川方を二重三重に警備したという。

当時の投票所は今の小学校のある所であった。岩永弥兵衛氏の話によると、投票箱は皆鹿屋に持って行って、そこで開票したという。贈答郡方面の投票箱と思われるが腕車で十九台にも上ったと言っていた。

## 二 国会議員

明治二十二年二月十一日、大日本帝国憲法が發布さ

れ、これに伴う衆議院議員選挙法が制定された。内容は小選挙区制で単記名式、選挙人は満二十五歳以上の男子、被選挙人は満三十歳以上の男子で、ともに直接国税十五円以上納める者というもので、二十三年七月第一回衆議院議員選挙が実施された。

三十三年三月、大選挙区単記無記名投票制となり、選挙人の納税資格は直接国税十円以上に改正された。

明治三十七年三月（第九回）に財部村の福島美之助が当選、次の四十一年五月の選挙には末吉村の高原篤行が当選した。

大正八年五月選挙法が改正、小選挙区制となり、選挙人の納税資格が直接国税三円以上となった。このため県内を八区に分け当地方は第七区に属し定数二名となったが、翌九年五月の選挙で日野辰次・岩崎宗茂助が当選した。岩崎は志布志出身の医者であった。

大正十三年五月、第十五回選挙で東郷実（財部）・浜田精蔵が当選したが東郷はこの後長い間代議士をした。十五年十一月、第七区の補欠選挙があり、逆瀬川仁次郎が当選している。

大正十四年五月、普通選挙制となり納税要件を撤廃、中選挙区単記制となった。



昭和三年、普通選挙制施行後初の選挙が行われたが、県内を三区に分ち、幡豆郡は第二区に属し、定数四名で、東郷実・寺田市正・赤塚正助・崎山武夫が当選した。

七年一月衆議院解散、二月の選挙で第二区は東郷実・崎山武夫・天辰正守・寺田市正が当選した。十一年一月解散、二月の選挙では幡豆郡から東郷実が当選、翌十二年三月、林内閣組閣後解散、四月選挙でも東郷実が当選した。

衆議院議員の任期が一年延長された翌十七年四月、衆議院の選挙と三月の町村会議員選挙に対して翼賛選挙を行うこととなり、大政翼賛に適した候補者を推薦して翼賛議員候補者とした。その趣旨は「戦時下の総選挙の意義を闡明し、翼賛議会の確立に対する政治意欲を昂揚させ、最適候補者推薦の為、部落会・町内会・隣保班の下部組織の自主運動たらしめる」というにあった。県からは「市町村会議員選挙対策翼賛選挙貫徹運動」の通牒があった。衆議院議員はこの時も東郷が当選、町村会議員はいわゆる翼賛議員がほとんど当選した。

二十年三月第二区の選挙訴訟の関係で再選挙が行われたが、東郷実・寺田市正等四名当選した。

終戦後の二十年十二月、衆議院議員選挙法の改正が公布されたが、大選挙区・制限連記制となり、婦人に初めて参政権が与えられ、選挙権年齢が二十歳、被選挙権年齢が二十五歳に引き下げられた。

二十一年四月、戦後初の衆議院総選挙（臨時）が施行されたが、全県一区の三名連記で現在の三区からは的場金右衛門・二階堂進が当選した。

二十二年三月選挙法が改正され、現行の中選挙区単記制となり、当地区は鹿兒島三区、定数三名となった。

以後三区選出議員は次のとおりである。（数字は年月）

- 二二・四 佐藤通吉・的場金右衛門・前田郁
- 二四・一 前田郁・二階堂進・岩川与助

岩川は手取城主岩川氏と関係があるとしてたびたび岩川を訪れ、選挙民にアピールした。

- 二七・一〇 永田良吉・東郷実・岩川与助
- 二八・四 永田良吉・山中貞則・岩川与助

東郷実病気のため出馬せず。山中県議辞任の上出馬。

- 三〇・二 有馬輝武・山中貞則・二階堂進
- 三三・五 二階堂進・山中貞則・前田郁
- 三五・六 山中貞則・二階堂進・有馬輝武

三八・一一 山中貞則・二階堂進・有馬輝武  
四二・一 山中貞則・橋口 隆・二階堂進

四十二年一月の選挙以降、この三名は、四十四年十二月、四十七年十二月、五十一年十二月、五十四年十月、五十五年六月、五十八年十二月の各選挙でそれぞれ当選した。

六十一年七月の選挙では三区は人口減による定数は正により二名の定数となったが、山中貞則・二階堂進が当選した。

昭和二十二年四月二十日第一回の参議院議員の選挙があり、地方区議員と全国区議員が選出されたが、任期は六年で、三年毎に半数ずつ選出することとなった。

二十四年一月の衆議院選挙と同時に最高裁判所裁判官の国民審査が初めて行われた。これは裁判官任命後初めて行われる衆議院選挙の時、その後十年を経て初めて行われる総選挙の時行われることとなっている。

### 三 県会議員

明治十一年、府県会規則が公布され、これに基づき十

三年二月、本県県会議員の最初の選挙が施行された。次に年次別当選者など記す。(数字は年月)

明治

一三・二(始良・桑原・噲唵各郡) 野村郷兵衛・黒丸市助・荒田与平次(諸県郡) 篠田政竜・永井実知・西長英・上田集成

第二回選挙は翌年施行され、噲唵郡は単一選挙区となり定数二名となった。

一四・三(噲唵郡) 荒田与平次・安楽万治(諸県郡) 永井実知・阿多実・篠田政竜・上田集成・西長英

十六年五月、宮崎県が鹿児島県から分割、再置されたが諸県郡の内、志布志・大崎・松山は南諸県郡となり鹿児島県に残った。定数は噲唵郡三名、南諸県郡一名となった。分離以前の一月にも選挙が行われている。

一六・一(噲唵郡) 石塚英二 (諸県郡) 田原親二・肥田景正・山本重敬

一六・七(噲唵郡) 中俣基彰・石塚英二・始良安彦 (南諸県郡) 篠田政竜

この内、中保は末吉村初代村長、篠田は大崎郷仮宿の戸長であった人たちである。

一八・一 (贈喚郡) 大津与善

大津与善は大津十七の弟で、後に加治木へ移住した。

一九・一〇 (贈喚郡) 松下行吉・平田二郎

二一・三 (贈喚郡) 松下行吉・平田二郎 (南諸県郡)

栢山贊一

二三・四 (東贈喚郡) 有馬武熊 (南諸県郡) 若松親武

△若松は月野・伊崎田村戸長であった▽

二七・三 (東贈喚郡) 福島美之助 (南諸県郡) 栢山贊

一

三十一年四月から東贈喚・南諸県の二郡合併し、贈喚郡となる。以下贈喚郡を記す。

三二・九 肥後静雄・高原篤行

三六・九 平山武俊・高原篤行

四〇・九 大津大助(岩川)・伊集院弥之助

四四・九 大津大助・山下篤豊

大正

四・九 (定数三名) 山下篤豊・大津大助・岩崎宗茂助

八・九 馬場藤吉・池袋宗政・平田宗文

一二・九 若松親次郎・佐土原甚吉・池田源太郎

一三・六 恒吉伊三次(補欠選挙)

昭和 (大正十四年から普通選挙となる)

二・九 新堂栄吉・若松親次郎・吉井淳吉

六・九 有留重利・新堂栄吉・緒方英吾(岩川)

一〇・九 古藤誠蔵・緒方英吾・新堂栄吉

一四・九 古藤誠蔵・緒方英吾・春日八郎兵衛

一七・七 田中秀国(補欠選挙)

二十二年から定数四名、なお県知事は官選から公選制。

二二・四 山中貞則・和田信二・大保兼重(岩川)・野

村善蔵

二六・四 (定数五名) 山中貞則・大保兼重・和田信二・

山口文雄・脇田寅三

三〇・四 大保兼重・徳留斌・脇田寅三・野村善蔵・本

田寿

三四・四 伊集院忠雄(大隅)・松下勝・徳留斌・内田

栄吉・川畑源蔵

三八・四 大保兼重・徳留斌・伊集院忠雄・川畑源蔵・

坂井重雄

四二・四 (定数四名) 迫田定則・伊集院忠雄・坂井重雄

川畑源蔵

四六・四 坂井重雄・迫田定則・伊集院忠雄・清山正男

五〇・四 坂井重雄・迫田定則・清山正男・小牟田俊明



(大隅)

五四・四 森義夫(大隅)・泊田定期・清山正男・坂井

重雄

五八・四(定数三名) 森義夫・海野健次・小牟田俊明

六二・四 森義夫・小牟田俊明・鋪根昭夫

## 四子選会

明治・大正のころの議員の選挙は、県議員は郡で、郡議員は町村で、町村議員は各部落などで選挙前に予選会を開いて候補者を調整し、その地域代表を選ぶ方法がとられていた。こうして候補を調整して公認候補に地域を割り振り、当選に必要な票数を確保するものであった。

大正四年の県議選を前にした九月九日の予選会は岩川の山之内旅館で開催されたが、出席者は肥後・福島の前代議士と既に公認された平田・岩崎・大津の三名の候補と各村二名以上の委員が出席した。

三名の公認候補の他に、財部村の池袋と大崎村の山下も立候補の意志が堅かったので一次の委員会で調停することとなり、それぞれに二名の調停委員がおもむいて、

郡の平和のため辞退を要請したが、池袋も山下も応じなかったので、当日の会に報告して私設選挙区設定(地域割)を諮った。しかし議事まともらず翌日更に協議して、平田は末吉村の大部分、岩崎は志布志・西志布志・泰野・尾の見に末吉村の南之郷・橋野付近で三百票を平田から割く。大津は岩川・恒吉・月野・市成・野方・新橋の地域を設定した。

こうした予選会を経ての選挙結果は、大津・岩崎は当選したが平田は当選していない。次回の選挙の八年には池袋と平田が当選している。

「永田勘右衛門日記」に「大正十年五月十五日朝、村会議員の件に付き有志会に出席のため岩川に行く。又二十三日午後一時に予選会をなすとのこと。」

「大正十四年五月十五日午後菅牟田校へ町会議員選挙予選に行く。候補者六名列記あり。」とある。

このころは予選会を開いて候補者の推薦を行ったが、大正十四年五月三十一日当選した岩川町町会議員は総勢十八名であった。

五 合併後の町議會議員

昭和三十年九月二十七日選挙

山下時義・室屋秀吉・前原シヅ・東迫秀夫・最勝寺俊一  
 ・大村繁・原田篤徳・松田精二・西井田清武・八木吉助・  
 藏岡金之助・川崎克己・桑元善次・岩重治助・田中栄吉・  
 若田信義・中蘭陸蔵・山下英二・飯田直・鎌田実雄・桂榮  
 一郎・牧野不二郎・岩島武義・井手之上若右衛門  
 。同三十四年二月二十二日補欠選挙 佐々木高盛  
 。同三十四年九月二十五日選挙

小浜貞雄・前田重行・東迫秀夫・鮫島貞儀・栂山義平・  
 泊親治・鍋山清文・山下英二・室屋秀吉・大村繁・内山亨  
 ・小浜光次・牧野不二郎・桂勝次・前田次夫・井手之上若  
 右衛門・中蘭陸蔵・永田瑞義・若田信義・南牟礼勝夫・岩  
 島武義・上山直志・岩崎茂樹・川崎克己

。同三十八年九月十九日選挙

中蘭陸蔵・前田重行・若田信義・岩上太郎・岩島武義・  
 能見栄蔵・泊親治・原田篤徳・松田精二・永田瑞義・室屋  
 秀吉・栂山義平・中留秀夫・鍋山清文・栂山清・山下英二  
 坂口篤・南牟礼勝夫・中馬仲次郎・井上起之・市倉精二・  
 有村光博・前田次夫・中礼祐吉  
 。同四十二年二月二十二日補欠選挙

永山武光・桑迫喜藤太・新川貞夫

。同四十二年九月二十一日選挙

泊親治・前田毅・西山光夫・永山武光・鍋山清文・藤本  
 光昭・上野武男・山下英二・永田瑞義・八木忠・馬場巖・  
 能見栄蔵・松田精二・桂勝次・南牟礼勝夫・前田次夫・岩  
 上太郎・鍋山重盛・市倉精二・桑迫喜藤太・中留秀夫・池  
 井武雄・新川貞夫・栂山清  
 。同四十六年九月二十一日選挙

藤本光昭・能見栄蔵・神牟礼益男・東迫秀夫・新川貞  
 夫・別府清造・泊親治・大渡勉・田中澄夫・真竹善範・栂  
 山義平・坂口秀二・馬執巖・岩上太郎・池井武雄・鍋山重  
 盛・井上徹志・永山武光・前田毅・桂勝次・山下哲夫・桑  
 迫喜藤太・上野武男・入江劼  
 。同五十年九月二十一日選挙

池之上正雄・前田毅・山下哲夫・小浜忠孝・上野俊彦・  
 真竹善範・神牟礼益男・永山武光・新川彰夫・桑迫喜藤  
 太・鈴木・鍋山重盛・伊地知厚則・山下義徳・森山時和・  
 泊親治・上段幸徳・田ノ上清盛・井上徹志・松崎為雄・別  
 府清造・田中澄夫・奥野哲也・能見栄蔵  
 。同五十四年九月二十三日選挙

新川貞夫・吉田佐藤次・桑迫喜藤太・田中澄夫・梶井三  
 敏・上村后雄・山下哲夫・松崎為雄・新川彰夫・鶴田光  
 二・田ノ上清盛・山下義徳・小浜忠孝・池ノ上正雄・桂次

雄・井上徹志・牧之瀬幸二・上段幸徳・神牟礼益男・伊地知厚則・斉藤源一・鍋山重盛・永山武光・森山時和

。同五十八年九月十八日選挙

鍋山重盛・田ノ上清盛・永山武光・神牟礼益男・池ノ上正雄・斉藤源一・大口広務・吉留員夫・牧之瀬幸二・梶井三敏・山下哲夫・桑迫喜藤太・松村政敏・桂次雄・上段幸徳・田中澄夫・松崎為雄・森山時和・山下義徳・吉田佐藤次・上村后雄・新川彰夫

。同六十二年九月二十日選挙

前野益雄・伊地知厚則・小浜忠孝・谷口義則・上村后雄・吉田佐藤次・桂次雄・山下義徳・斉藤源一・安藤利男・牧ノ瀬幸二・松村政利・山下哲夫・梶井三敏・田中澄夫・松崎為雄・上段幸徳・森山時和・永山武光・吉留員夫・田ノ上清盛・坂口幸夫

## 六 選挙管理委員会設置

昭和二十一年、町村に選挙管理委員会を置く法律が出て十一月十一日選挙管理委員会が発足した。委員四名で同数の補充員を置くことになった。この後、選挙の管理、リコール、人民投票など総ての選挙事務は、この選挙管理委員会が行うことになった。

## 第十一節 天皇御巡幸

昭和天皇は、戦後の南日本の民情視察のため、昭和二十四年五月末東京を御出発になり、六月一日薩摩路に入られ、出水駅にお着き、それから川内、伊集院を経て鹿児島にお着き、御宿泊所岩崎谷荘に入られた。六月二日（第二日）は岩崎産業重富工場から加治木奉迎場、帖佐煙草耕作地を視察して岩崎谷荘に帰られ、六月三日（第三日）は県庁、城山、仁風寮、日本澱粉工業株式会社原良工場、鹿大水産学部を経て垂水丸に御乗船、午後垂水町お着、鹿屋市奉迎場から鹿屋垂水酒精工場を視察、御宿泊所平田邸へお着きになった。六月四日（第四日）はいよいよ天皇をわが郷土へお迎えする日である。今までは連日雨天続きであったが、この日は雨はやみ薄ら陽さえ射してよい天気であった。この朝天皇は午前八時三十分鹿屋の御宿泊所平田邸を御出発になり、鹿屋駅から志布志駅にお着き、志布志築港を視察後、西志布志村野井倉開墾農場視察、開拓功労者野井倉甚兵衛にお言葉賜り、松の種子をお蒔きになったりして、安楽駅から御乗車、



岩川駅にお着きになった。岩川では駅前には奉迎場を設け、町民の奉迎に答えられた。それから末吉へ向かわれ、末吉駅下車、片倉製糸工場の奉迎場に御出になり、町長の挨拶の後、贈啖郡畜産販売利用農業協同組合連合会長大保兼重が「贈啖郡の畜産」についてお説明申し上げた。それから郡内の優良牛馬を御覧になったが、天皇は一つ一つ牛馬の面を撫でて入念に御覧になった。(天覧牛馬名は別項「畜産」に記す)それから高齢者、遺家族、各種団体長等にはお言葉を頂いた。その後、天皇は御召車に乗車、都城に向かわれた。

これから後の天皇の日程は、同日都城市の片倉製糸工場、都城奉迎場、日本繊維都城工場、都島展望台に御出になり、午後四時過ぎ都城発、宮崎に御出になった。

## 第十二節 地方事務所の変遷

戦時目的で設置された地方事務所は、太平洋戦争終結後も存続、二十五年、地方自治法による設置に改められたが、三十年十月の県議会で廃止されることに決定、十一月末閉所した。地方事務所閉所当時の機構は、総務課、県税課、経済課、林務課、福祉課であった。

地方事務所は廃止されたが、県行政の能率的運営のため地方事務所に換えて、専門事務所を置くこととし、県税課が財務事務所、経済課と林務課を統合して農林事務所、福祉課が福祉事務所となった。また総務課は廃止されたが、県出先機関連絡協議会(所長は財部事務所長が兼務)が設置され、各出先機関の連絡調整を図ることとなった。

昭和三十九年七月、従来の木造にかえて鉄筋コンクリートの合同庁舎が落成し、岩川小学校の上にあった大隅土木事務所、県農協連大隅事務所の敷地にあった大隅耕地事務所、八幡神社の下にあった贈啖教育事務所も合同庁舎に移転した。

昭和五十九年、財務事務所が総務事務所となった。

## 第十三節 郡名の変更

昭和三十五年五月五日の南日本新聞に、鹿児島大学の増村宏教授の「鹿児島地名について」の論文が掲載されたが、その中に贈啖の郡名のこと、が記されていた。

「贈啖の字は延長八年(九三〇)ごろの『和名抄』に

見えるが、それには曾於と読みかたがつけてある。他の史書にも曾於、贈於又は曾君、曾乃君、曾泉主などがある。もともと『そ』は熊襲の襲で歴史にでてくるが、『古事記』では熊曾としている。この曾が贈於、贈於、曾於と二字になったのは、国郡郷名を二字で表わす原則にしたがったためである。時代は下って、「島津国史」によると、慶安二年（一六四九）の薩摩藩の地図には曾於と書かれている。これが贈於になったのは寛文四年（一六六四）、將軍家綱からの領地の認証書による。これには贈於と記され、以後正式の郡名として使用されて来ている。しかし難字贈於を簡単な文字で表わすことは史書に照しても問題はないので、贈於を曾於に改正されるよう提案する」という要旨であった。

これに衝撃を受けたのが医師の中内四郎である。中内は月野の生まれで、父の伝左衛門は月野村長であったが、その三男として生まれた。九州大学医学部を卒業、戦時中軍医であったが、復員後、月野で開業し、二十八年に岩川へ移転した。

彼は診療上、日常贈於の難字と付合いがあり、いつも苦痛を感じていたが、それ以上に史実に知り得た贈於について、この改正に情熱の湧くのを覚えた。

増村論文に感銘を受けた中内は、早速南日本新聞のよろん欄に開眼の思いを投稿したが、増村論文の反響はよろん欄に広がっていった。その内容は難字改正には賛成であったが、新郡名については、大隅郡と曾於郡の二つに分かれた。

六月、郡町長会、郡町議長会並びに両者で組織している南九州開発贈於郡協会の会があったので、中内は協会事務局長高木秀吉を介して改正方を陳情した。高木は文人で中内の最初の声援者となった。六月下旬、県ではよろんに注目した為か、郡内八町に郡名改正についての考え方を照会したが、各町の腰が重かったので十二月再度、郡町長会長等に陳情した。これが契機で各町に資料を協会に流すこととなったが、この中で曾於の於が当用漢字にないので、於を当用漢字から探すか昔曾野郡も使っていたから曾野、又は曾郡、仮名で「そお郡」とする案も検討の余地ありとした。

翌三十六年、南日本新聞の漢字自動電信機が導入されるという社告に、中内は使用の少ない活字は捨てられていく可能性があり、早く改正しないと仮名書きになるかも知れないと思い新聞に投稿した。この年、鹿児島毎日新聞も朝日新聞も郡名問題が取り上げられたが、新郡名

は全く新しい名でもよいのではという意見や、歴史にこだわるなどの意見なども出てきた。

中内はこれらの意見に対し、大隅は鹿屋を中心とする肝属郡を指すから曾於が妥当とか、歴史的に曾於が使用されているので漢字でとか、歴史を大切にとか自説を開陳した。後になって不安であった当用漢字との関係について国立国語研究所員の林四郎に「曾於は当用漢字の制約を受けるか」と照会し「当用漢字は政治的規制力を持たない。」との便りを得て不安も解消した。

中内の年上の友人に二階堂三郎がいた。彼は大隅町の教育委員長で県教育委員もしたことがあるが、中内のよき理解者で三十七年六月の郡PTA総会で囃唼を曾於として使うことを申し合わせ、県PTAにも呼びかけ、県PTA新聞でも曾於を採用した。翌三十八年六月、中内は各町に直接お願いすることを考え、請願書を郡内町長と議長に発送した。これに対して紹介議員の関係もあり、大崎町以外は陳情として扱ったが、大隅町が三十八年九月、輝北町、大崎町、末吉町、有明町が十二月、志布志町が翌年三月これを採択した。松山町が採択したのは四十年三月で七町の賛同があったが、財部町は簡略化には賛成であるが、曾於は当用漢字になく、「そお」とす

ることが望ましいとして却下した。

このような状況の中で、南日本新聞は四十年六月から、「囃唼を曾於に、肝属を肝付に簡略化する」との社告を掲載した。一般の間にも年賀状の住所などに曾於が普及してきた四十二年、再度財部町に陳情したがこれも否決された。財部町議会としても前回否決していることから種々の事情があったものと思われる。

郡名運動九年目に入った四十三年十一月から朝日新聞が曾於の字を正式に使用した。このような背景の中で四十六年、財部町の開業医池袋文哉から事情が好転しているし私も強力なバックアップ体制をとってきただけで、六月の議会に三度目の陳情をした。これは総務委員会に付託されたが総務委員会で採択の方針を固め、九月本会議に掛け、ついに採択された。

県への手続きは、郡内各町長、議会議長が連署の上、郡町長会長名で提案すればよかった。県議会は十二月の総務警察委員会で、この陳情を採択、翌四十七年春の県議会に県が正式に議案提出、採決の上自治省に報告した。自治省公示第八十二号で、「四十七年四月一日から囃唼郡の名称を曾於郡に変更する処分をした旨、鹿児島県知事から届出があった。」と官報に掲示され、ここに中



内四郎の永年の苦勞が突った。

で)

## 第十四節 町村合併までの町村長

岩川

岩川村初代村長 中村源五右衛門

(明治廿二年四月一日から廿六年三月三十一日まで)

中村源五右衛門は安政三年八月二十四日末吉郷南之郷村穂に生る。町村制施行により初代岩川村長となった。

中村がどうして岩川の村長に迎えられたかはわからないが、遺族の話によると、前に助役をしていたというので、その前から戸長の下にあって郷の仕事をしていたと思われる。

中村は当時今の商工会のある所に家族も連れて宿をとっていたという。村長退職後末吉に帰り、末吉村会議員、郡会議員その他の役をした。中村は昭和十三年十一月十一日死去した。

第二代村長 牧之瀬良信

(明治廿六年四月一日から三十八年三月三十一日まで)

牧之瀬良信は嘉永六年六月十四日馬場に生まれる。辰の役に私領五番隊として従軍し、前額に銃創を受けた。本県師範学校を卒業して、県下各地の学校に教鞭をとり、小学校長を歴任した。明治廿二年町村制施行の際、岩川村助役となり、廿六年四月第二代村長に就任した。それから三十八年まで三期にわたって村政に尽瘁した。(一書に四期、明治四十二年までとあるが、三期が正しいと思われる。)その間、明治三十一年には県会議員に当選、県政に一期参画した。牧之瀬は寡黙の人であったが、所信は必ず断行した人で、行政、教育、産業に貢献した。

大正七年八月二十六日死亡した。六十五歳であった。

第三代村長 河野賢蔵

(明治三十八年四月一日から四十四年四月二十一日まで)

河野は文久二年四月三日生まれ、岩川村助役を経て、明治三十八年村長に就任した。昭和三年十月三十一日死去。

河野賢蔵村長の後、職務管掌として、郡書記迫田栄太

郎（末吉町出身）が約一年間村長の事務をとった。

#### 第四代村長（町長）川崎和夫

（明治四十四年四月廿二日村長就任、昭和六年四月

廿一日退職）

和夫は文久三年五月九日高堀に生まれる。のち、中之園に移った。多年に亘って学校教師を勤めた。職務管掌迫田栄太郎の後、当時川内小学校に勤めていた川崎を呼び戻すことになり、明治四十四年四月村長に就任した。

その後、大正を経て、昭和六年まで実に二十余年間にわたって村政に貢献した。昭和六年十一月九日死去。

在任中、産業組合の設立、岩川町町制の施行、志布志線岩川駅の開設などがあり、中でも最も大きな業績は町有林の造林を実施したことで、その面積は百町歩を超えた。また、馬の生産にも努力した。大津大助は軽種馬を奨励したが、和夫は軍馬で、しかも大砲をひく馬でなければならぬと言って、そういう馬を奨励した。

#### 岩川町町制施行

贈答郡では東志布志村が大正二年七月一日町制を施行して志布志町となったのが始まりで、大正十一年十月一

日付で末吉村が町制を施行した。こうして郡内に町制施行の機運が起っており、岩川村でもいよいよ町制を施行することになり、大正十三年四月一日岩川村を岩川町と改称した。

当時の岩川町の規模は、面積三、三九方里（五二、二八匁）、戸数一四二〇戸、人口男三七一三人、女三七七三人、計七四八六八人。町会議員数一八人。各種選挙有権者数、町会議員（一二〇三人）、県会議員（九九〇人）、衆議院議員（五〇五人）。

町職員数と給料。町長（五五円）、助役（四二円）収入（四二円）、学務委員（三八円）、書記八人、技手三人、この平均給料三四円。

そのころ志布志線鉄道敷設工事中で、大正十三年四月一日には岩川駅、松山駅まで開通したので、この日盛大な開通式と岩川町制実施とを合わせて、盛大なる祝賀式を岩川で挙げた。なお笠木開田通水祝賀式も同日行われた。

この祝賀会には馬場婦人会の角力踊り（二十数名）そのほか余興が出て賑わった。

「永田日記」によると、四月十四日岩川町制実施の祝賀会に行く、四月十二日に町制祝賀協賛会員募集があっ

たという。

### 第五代町長 川崎武二

(昭和六年四月二十二日から十四年七月二十一日まで)

川崎武二は明治八年十月十四日岩川に生まれた。川崎和夫の弟である。明治三十一年三月、鹿児島県尋常師範学校を卒業後、末吉、伊崎田などに教鞭をとり、末吉、月野、岩南各校長など多年教育界に尽瘁した。昭和六年、兄和夫町長退任のあとをうけて町長に就任した。岩川町は郡の中央で当時郡内の諸団体の長は岩川町長がほとんど兼務していたので、郡農会長、郡教育会長、郡男女青年団長、郡茶業組合長など兼務した。昭和十四年七月二十二日死去。

昭和九年五月十五日、岩川町制実施十周年記念祝賀会を開催した。協賛会員約二百名、余興もあって賑わった。

### 第六代町長 大津 甘

(昭和十四年七月二十二日から廿一年十一月七日まで)

大津甘は明治十三年五月一日中園に生まれた。私領五番隊長、長年戸長を勤めた大津十七の子である。県師範学校卒業後、各地の学校に教鞭をとった。

町長在職中は丁度戦争中で、苦勞の多かった統後の町政に尽瘁した。岩崎与八郎氏の寄附を得て岩川工業学校を設立した。昭和二十六年十二月十六日死去。

### 町長職務執行者 有村武治

(昭和廿一年十一月、廿二年四月四日)

大津甘町長が公職追放令によって退職してから、次の町長を公選で選出するまでの間、町長職務執行者を選任することになり、町議会では有村武治を選任した。

武治は「桜田門の変」の有村治左衛門の一家で、武治の祖父源左衛門と治左衛門の父仁右衛門とが兄弟、鹿児島島の南林寺墓地整理の時、有村家の墓は岩川に移したという。

### 第七代町長(公選第一回町長) 吉瀬 寛

(昭和二十二年四月五日―二十六年十月退職)

吉瀬は大正三年四月二十日生、昭和十一年国学院大学卒業後、父鋭吉経営の東京芝にある私立文化女学校に教



鞭をとる。十三年応召、武漢作戦で負傷、内地送還後召集解除。十七年大東亜省派遣教員として上海市の英国系の学校教師、その後在上海帝国大使館の嘱託として現地の文化行政の推進に携わり公務で帰国中終戦。戦争中、東京の留守宅焼失、父は郷里岩川に家族とも帰っていることを知り、寛は妻の実家四国松山に居住中、終戦連絡事務所の通訳をやめて二十年十二月二十五日家族と共に岩川に帰った。翌年一月岩川町立青年学校教員となり、勤務中、二十二年四月公選第一回の町長選挙に、青年婦人の推薦をもとに出馬して当選、公選最初の町長に就任した。

笠木の農林省直営の治山工事着手、六三制実施で新制中学の創設、公民館の建設、デラ、ルース台風の復旧事業など町政にあたっている中、二十六年十月任期中で退職して上京、岩崎与八郎の計画した岩崎育英奨学会の設立と運営について約八年間勤めた。

第八代町長 黒木良行

(昭和二十六年十月就任—三十年一月大隅町合併まで)

明治二十五年一月六日中之内入角に生まれる。菅牟田

校から鹿児島師範学校本科第一部卒業。長野県師範学校訓導、本県女師訓導、大正十年東京へ出向、広尾、誠之、池袋第二校長、昭和十九年帰郷笠木、伊崎田校長、二十四年退職、二十六年十月岩川町長に当選、二期、昭和三十年二月二十四日町村合併による大隅町初代町長に当選、昭和三十八年二月二十一日任期満了により退職。

在職中、河川改修、都市計画、水道建設、学校合併統合と建築(北中、北小、南小)、国立種畜牧場設置に努力、專業農家の育成を叫んで百姓町長と言われた。昭和四十一年四月二十九日付で勲五等瑞宝章を受く。四十二年一月二十日大隅町名誉町民章を受けた。四十三年十一月県民表彰。

恒 吉

恒吉村初代村長 小田 勲

(明治二十二年四月村長就任)

勲は安政三年九月九日長江に生まれる。西南の役に出陣した。遠矢長の実父である。明治二十七年二月二日死亡。

町村制施行当初の村長として、恒吉村政の基礎をつくった。しかし町村制施行のはじめの頃の村政は、どこで

も困難な事情が多かったらしく、他町村でも村長の在職期間の短い所が多い。小田村長も翌年八月まで、僅か一年四ヶ月で村長を辞任した。

### 第二代村長 川畑篤徳

(明治二十三年八月二十二日村長就任、二十七年八月九日退職)

篤徳は天保十四年七月二日長江に生まれる。古老の話によると、篤徳はどんなむずかしいことでも、物ごとのさげないことはないと言われた人であったという。明治三十一年に再度村長に就任した。慶応大学教授であった川畑篤恭は篤徳の息である。篤徳は明治三十八年十月十二日死亡。

恒吉、坂元、大谷、須田木各小学校の校舎改築をした。

### 第三代村長 長池長慶

(明治二十七年八月九日村長就任、三十年四月十九日退職)

長慶は安政五年五月四日長江に生まれる。明治三十一年十月九日死亡。

### 第四代村長 小田長武

(明治三十年五月二十一日村長就任、三十一年四月二十一日退職)

長武は天保十年九月二十七日長江に生まれる。西南の役に従軍、銃弾によって指二本を失った。久木村中将の実父である。明治二十九年十月、当時第六師団長黒木為禎から日清戦争記念として愛馬清戸号を受けて飼養し、産馬を奨励した。明治四十二年二月十八日死亡。

### 第五代村長 川畑篤徳

(明治三十一年五月三日村長再就任、三十五年五月八日退職)

第二代村長であった人。  
恒吉小学校の新築、坂元小学校の改築をした。

### 第六代村長 宗像政包

(明治三十五年五月八日就任、三十七年十二月十五日退職)

政包は安政二年一月十六日長江に生まれる。昭和二年十二月五日死亡。

**第七代村長 小田長良**（後、領家と改姓）

（明治三十七年十二月十五日村長就任、四十一年十二月二十七日退職）

長良は明治四年十二月二十九日長江に生まれる。昭和二十四年十月八日死亡。

日露戦役中で軍資として国庫債券の募集四回に及び、また義勇艦隊建造費の割当て等の達成に努力した。恒吉村から毛布二十枚献納。旅順陥落祝捷会、出征軍人の武運長久を祈る神舞等銃後村民も健闘した。

三十九年五月二十五日、貝ヶ塚段で戦没者招魂祭、凱旋軍人祝賀会を開催した。

**第八代村長 川畑篤行**

（明治四十一年十二月二十八日村長就任、四十三年十一月八日退職）

篤行は文久三年十二月二十六日長江に生まれる。郡会議員当選、昭和四年一月五日死亡。

**第九代村長 小田景敬**

（明治四十三年十一月三十日村長就任、四十四年九月三十日退職）

景敬は明治五年一月二十二日長江に生まれる。日清戦役に出征、威海衛海戦で水雷艇に乗り組み功をたて終身年金を受く。四十二年助役就任。大正二年恒吉信用組合初代組合長となる。大正十年から昭和三年まで鹿兒島へ転任した。昭和十四年十月十四日死亡。

蚕業振興のために養蚕教師を招へいし、はじめて養蚕組合を設立した。

濠州産の馬を導入畜産の振興を図った。

**第十代村長 宗像政包**

（明治四十四年十月二十一日村長就任、四十五年七月二十六日退職）

政包は第六代村長であった人。

**第十一代村長 松下景広**

（大正元年九月二十四日村長就任、五年四月一日退職）

景広は明治二年三月十二日長江に生まれる。明治三十一年常設学務委員、四十四年村助役。昭和三年長田神社社掌、他三村社社掌兼務す。昭和二十八年二月十六日死亡。大正二年七月十九日恒吉信用販売購買利用組合設立。



大正三年一月十二日桜島爆発。農作物の被害甚しく、村民の生活困窮におちいるものあり、このため、村議会で公務員の減給を実施、また教育費軽減のため、大谷、須田木両小学校を恒吉小学校の分教場とする緊急政策をとった。

大正三年、岩川から恒吉經由市成に通ずる県道工事に着手、大正四年竣工した。

神牟礼地内村有地三町歩に杉、松を植栽し、基本財産の造成をした。

#### 第十二代村長 中島精一

(大正五年六月六日村長就任、大正九年退職)

精一は明治九年十月二十二日長江に生まれる。明治三十年第五高等学校医学部(現在の長崎医大の前身)卒業。県立病院副院長、後郷里に帰り医院開業。村長に就任中、高隈電気設立に努力したが失敗、後八幡製鉄直轄炭鉱の中央炭鉱の医師になった。昭和十三年帰郷して医院開業。昭和三十二年十二月十七日死去。

#### 第十三代村長 後藤重森

(大正九年三月二日村長就任、十年一月退職)

重森は明治十五年三月十七日長江に生まれる。東京、成城中学校卒、熊本第五高等学校中退、一年志願歩兵少尉、日露戦役には小隊長として出征した。大正二年七月助役。村長退職後、郡役所勸業主任、十五年県統計課、庶務課に勤務した。恒吉森林組合創設にあたり、初代組合長となった。昭和三十五年十一月二十三日死亡。恒吉で多年の懸案であった部落有林の統一を完成した。

#### 石ヶ橋道路

坂元、榎木段に通ずる石ヶ橋道路の建設に着手したが、当時村民は桜島噴火の被害打撃がまだ癒えず、本工事に対し村民の不平が嵩じて、結局完成を見ずして後藤村長は退職した。

後藤村長の退職後、村長に立つ人がなく、遂に郡役所から浜崎喜之助(岩川出身)が職務管掌として大正十年一月派遣された。職務管掌浜崎は後藤村長の起工した石ヶ橋道路の建設にかかり、強制賦課で就工を命じて遂に完成した。

#### 第十四代村長 養田伊之助

(大正十年五月十六日村長就任、十二年三月退職)

伊之助は明治十年十二月十五日花城に生まれ、小寺蓑田家の養子となる。月野、岩川、財部小学校長等、永年教育界にあつた。浜崎喜之助職務管掌中、村会議員その他有志の要請によつて財部小学校長を辞めて帰村、村長に就任した。村長退職後、鹿兒島へ転住した。昭和九年七月十八日死亡。

蓑田村長就任当時、桜島噴火の打撃による疲弊はまだ村民に続いていた。したがつて村政も困難であつた。殊に所得の申告制による課税に対し不均衡を来たし、笠茂愛麿等が主唱で村民大会を開催し、村当局や県庁まで押し掛けて不公平な課税を難詰した。その他村政に対し不満が多く、蓑田村長は遂に十二年退職した。

#### 第十五代村長 遠矢 長

(大正十二年四月村長就任、昭和十五年四月退職)

長は明治十四年十二月二十五日長江に生まれる。鹿兒島市立高等小学校から、県立鹿兒島中学校卒業、一年志願陸軍少尉。恒吉、大谷小学校長、村助役、恒吉郵便局長(十三年間)などを経て村長就任。以来四期十六年間村政に尽瘁した。この間、村長兼務で恒吉産業組合長をつとめたが、村長退職後も、組合長専任として昭和二十

九年まで引続き組合経営にあつた。村議會議員に当选、昭和二十三年には議會議長に就任した。昭和三十年二月、合併によつて大隅町が発足すると初代議長に推された。昭和四十年十一月三日、地方自治功勞者として勲五等瑞宝章を授与された。大正十二年恒吉村長就任以来四十年地方自治に尽瘁したのであつた。昭和四十二年一月二十日名誉町民章を受けた。昭和五十年一月三十一日死亡。

坂元校の移転改築、大谷、須田木兩分教場を尋常小学校に昇格並びに改築、恒吉校の改築をした。

昭和三年、村役場の改築をした。

村有林約四百町歩に亘る植林を十五年計画で実施した。

#### 第十六代村長 勝目琢磨

(昭和十六年五月村長就任、十九年九月退職)

琢磨は明治十八年五月十七日長江に生まれる。学校教師として各地に勤務、村助役として十二年間勤務のうち、村長就任。在任中は苛烈な戦時下であつた。昭和二十七年地方教委の教育委員公選に当選した。昭和三十一年十一月九日死去。

昭和十六年十二月八日大東亜戦争勃発、これから戦争は苛烈となり、銃後は多事多難となった。恒吉村内でも青年学校の充実、銃後奉公会組織、警防団の消火猛訓練、防空壕の設置、竹槍訓練、岩川飛行場へ奉仕隊員の繰り出し、松脂の採集など銃後も同じ勝ち抜くための苦闘をつづけた。

#### 村役場庁舎焼失

昭和十九年四月十九日真夜中、村役場の隣り民家森ナミ方から出火、たちまち役場庁舎に燃え移り、吏員、村民かけつけ消火にとめたが遂に全焼した。この火災で当直の朝倉小使は老人ながら一人で金庫を引き出し、堀切武夫、高野政哲両書記は火中に飛びこみ、最も重要な土地台帖、名寄帖など全部を搬出した。

この焼失した役場は先頃まで家畜保健所であった所であるが、あの辺りは道路が一筋で火焰のために消防車が通れず、狭くて危険な仏殿道路を迂回して消防につとめたため、小学校は類焼を免れた。焼失したのは役場、森林組合、民家など八軒であった。

村役場は恒吉小学校内の農業準備室を仮事務所とし、焼跡の処理並びに役場事務を開始した。

#### 第十七代村長 本鍋市二

(昭和十九年九月村長就任、二十年十一月退職)

市二は明治二十九年三月十二日坂元に生まれる。鹿兒島一中卒業、坂元で医院を経営した。勝目村長退職後、後任村長選任に悶着が起こりなかなか決定しなかったが、はじめて坂元地区から本鍋が選任された。任期中終戦を迎え、二十年十一月公職追放令で退職した。二十三年六月三日死去。

大東亜戦争末になると、軍人の召集、戦死者の通報、遺骨の送還など軍関係事務が多忙、更に物資の欠乏甚しく、食料品、衣料品の統制、米の供出割当など実施された。特に農民に対する米の供出は、苦しく、隣組互いに相反目することもあった。鉄錫その他の金属類の供出、鉄砲、刀剣、寶石の供出などもあり、戦争末期は殊に苦難の時であった。

昭和二十年八月十五日終戦、軍隊は解散、軍人は復員し、在外邦人は引き揚げて来た。戦後の混沌とした時代に入った。

#### 第十八代村長 大村 繁

(昭和二十二年四月十日就任、二十三年五月退職)



繁は明治二十七年七月二十四日大谷に生まれる。鹿児島一中卒業、鹿児島高等農林学校卒業。台湾総督府に勤務。帰郷後、恒吉産業組合長に就任、組合本部と坂元支所を新築した。村長退職後、県産業組合連合会勤務、県農業会常務理事を勤めた。村、町会議員四期、大隅町合併後、町議会議長となった。

六三制によって、昭和二十二年五月恒吉中学校を創立、恒吉小学校内に併置し、坂元分校を坂元小学校内に併置した。

昭和二十三年三月、神牟礼にあった恒吉青年学校が廃校となったが、これを機会に青年学校跡に小学校を設置しようという件が、村議会に提出された。この小学校設置をめぐる賛否両論があつて容易に決定しないところへ、更に須田木小学校もこの件に巻き込んで、取捨し難い事態に至つたので、大村村長は二十三年五月退職した。

#### 第十九代村長 奴久妻兼二

(昭和二十三年七月三日村長就任、二十六年九月十日)

六日在職中死去)

兼二は明治二十一年十一月十五日大谷沖上に生まれ

る。村役場書記、志布志で製材業を営み、のち台湾に行き専売所に勤務、終戦後引き揚げた。村長在職中、死去した。

大村村長の後を受けて、未だ解決しない神牟礼地区小学校設置問題と焼失した役場庁舎の新築移転問題など、村議会でも賛否両論依然として決せず、村民もまたこれに拍車をかけて如何ともすることは出来なかつた。そこで麓の蓑田渡等は村議会に対し不信任を提唱して村民に呼びかけ、リコールを実施することになった。投票の結果、投票率四一・一％に及び、リコールは成功、村議会は直ちに解散した。時に二十三年七月二十日であつた。このリコールは日本全国でも嚆矢といわれている。

昭和二十三年九月十五日、村議会解散後の村議員選挙を執行、村民の関心が強く投票率は九一・九％であつた。

新しい村議会は遠矢長を議長に推し、役場移転問題を上程することとなつた。坂元方面の議員は役場を村の中央神牟礼地区に移転することを主張し、麓方面議員は従来の麓地区に設置することを主張し、互いに論議を尽くしたがまとまらないので、遂に決戦投票によることになつた。村議会場は小学校講堂で、傍聴者が多数押しかけ

成行きを見守っていた。開票の結果は一票の差で神牟礼への移転は否決された。

その後、遠矢議長の提唱で、坂元地区には役場支所を置くことになった。

村役場は旧村診療所跡を増改築し、そこに移転した。

#### 神牟礼小学校問題

神牟礼小学校問題は、昭和二十四年四月恒吉小学校神牟礼分教場として青年学校跡に設置し、二十六年四月に分校に昇格、続いて二十七年四月には神牟礼小学校に昇格独立した。

#### 家畜衛生保健所設置

県で家畜衛生保健所を置くことになったので、恒吉村でも昭和二十四年村長の運動によって、旧役場跡（火災のあった所）に設置された。しかし四十一年八月になって、財部の家畜衛生保健所と共に松山に合併された。

#### 昭和橋

麓平原地区と野町地区とは近い所であるが川をへだてており、遠く迂回しなければならなかったので、西地区有志に因り、寄附（木材等）と役場の補助によって、昭和二十五年架設した。野町には郵便局もあり、役場へ行くにも便利になった。

#### 中学校敷地問題

恒吉中学校は今まで恒吉小学校内に併設されていたが、独立した校舎の建設の必要に迫られて来た。しかしその位置の問題で、村議会でも容易に決することが出来ず、村民もまた関心をもって度々村民大会を開催した。麓地区や川筋に沿う地区は、水のよい低地を主張し、他地区は高い台地を主張してゆずらなかった。村議会議員や一般村民の関係者は実地調査をなし、また通学距離、飲料水等の問題を幾度も研究討議した。そして最後に麓地区に近い高台の西堀込（現在地）に決定し、昭和二十六年八月二十八日独立校舎が竣工した。

#### 炭床道路

恒吉から炭床經由岩川に通ずる道路開さくは、各地区戸数に奉仕を割り当て、竣工した。現在バスが通っている。

#### 奴久妻兼二村長村葬

奴久妻村長は在職中病床に伏したが、二十六年九月十六日死去したので、村では村葬を執行した。終戦後の混沌とした世相の中にあつて、色々な難問題が起こったのを、強固な意志と明快な判断で解決していった功績は大きい。

第二十代村長 伊集院忠雄

(昭和二十六年十月二十六日村長就任)

忠雄は明治三十八年八月一日野町に生まれる。早稲田大学文学部中退、帰郷後恒吉郵便局長に就任。戦時中翼賛壮年団長であったので、昭和二十三年公職追放令により局長を退職した。二十六年村長就任。大隅町合併後、大隅町助役となり、三十四年二月退職、昭和三十四年四月県議会議員に当選、県議四期の中で副議長となりその後引退した。

松山・福山港線県道移管、恒吉・柴立間産業道路を完成した。又坂元に村立診療所を設置した。

昭和五十六年四月一日死去。

月 野

初代村長 若松親武

(明治二十五年三月二十七日村長就任、二十九年三月

月辞任) 助役は平川利兵衛

親武は鹿児島の人、嘉永六年七月十五日生まれる。明治二十三年四月県議員に当選した。月野分村により初代村長となり、月野村の基礎、づくりに尽瘁した。親武は所謂輸入村長であった。親武は身体の大い人で五尺九

寸八分もあった。初代村長を一期勤めると、鹿児島に帰った。それから東京に行つて、彼地で大正六年十月三十日死去した。

第二二代村長 野村綱蔵

(明治二十九年三月村長就任、同年六月十四日急死)

助役兼収入役 永吉源右エ門、収入役 川崎繁

綱蔵は現在の隼人町当時西国分村の人で、生年月日不明、就任後僅かに三ヶ月で急死したが、彼もまた所謂輸入村長であった。

初代、二代共に輸入村長であったが、分村当初の行政のむずかしさ、慎重な配慮などが考えられる。

村役場新築時代の議員は「中内日記」によると、永吉、古藤、川崎、中川、本田伝、中山、義川、平川、左近充、桑原、石川であった。

第三代村長 蔵岡武吉

(明治二十九年七月二十一日村長就任、四十一年七月

月二十九日まで三期) 助役 有馬助五郎、収入役

青山七蔵

武吉は慶応二年三月二十三日月野持留に生まれる。月



野村分立後、輸入村長の後を受けてはじめて村出身の村長であった。しかも村長三期の間に殖産興業によって月野の実質的な基礎づくりをした人である。明治三十九年三月二十一日付で、大日本農会総裁貞愛親王から、農事改良奨励として表彰を受けた。郡会議員に当選。昭和七年八月二十四日死去。

明治三十三年十一月月野尋常高等小学校を改築した。三十四年それまで現農協支所、旧役場支所にあった月野校を、現在の位置に移転した。

明治三十七年日露戦争始まる。村民は軍資金の献納、慰問袋発送。戦病死者の村葬、出征軍人家族の救助等に奉公的活動をした。

#### 第四代村長 有馬助五郎

(明治四十一年八月村長就任、大正五年八月迄二期)

期) 助役 中内伝左衛門、収入役 青山七蔵

助五郎は明治二年二月二日八合原に生まれる。明治三十五年九月学務委員、三十九年四月村助役、村会議員在任多年、郡会議員一期当選、村長二期を勤めた。昭和十九年八月十日死去。

大暴風雨で家屋倒壊等被害が甚大であった。これに対

し四十五年一月内帑金救恤御下賜。

大正三年一月十二日桜島噴火し、月野もまた大きな災害を受けた。村内降灰四寸ないし六寸、村民復旧に活動、年内に復旧した。同年十一月復旧費無利息国庫貸付金をもとに信用組合を創設、初代組合長は有馬村長が兼務した。

官有地二七〇町歩を廉価で払下げ、これを村基本財産に編入した。

月野から野方村に通ずる道路を開さくした。

大正三年、久保崎月野発電所着工。

大正四年、村内学校御即位大典記念造林。同十一月十日御大典奉祝式典を月野校庭で挙行、児童村民二千人余参集す。十一月十四日、大嘗祭奉寄進神舞、余興各部落の踊りなど賑やかであった。

#### 第五代村長 中内伝左衛門

(大正五年八月村長就任、大正九年八月まで一期)

助役 義川祐吉、収入役 青山七蔵

伝左衛門は明治九年五月二十八日中村に生まれる。博約義塾に学び、月野小学校教師、月野村役場書記、助役を勤めた。また多年村会議員、学務委員も勤めた。昭和

十八年八月二日死去。

中内は助役時代、県道野方線の貫通の際、大いに力を尽した。県の計画では牧の山から西へ折れ、曲折して桑水流谷へ出て大鳥川だけに橋をかけ平野へ行く線を考えていた。一方岩元側から対岸へ渡るには二つの木橋があったが、大雨の度によく流され、交通途絶のため岩元、久保崎、繩瀬は孤立することがあった。そこで彼は月野川を岩元付近で二か所横断する真直ぐな県道が県道の機能上もよいし、また前記部落の救済もできると考え幾度も県に陣情した。県は県道の橋は石橋でないといけないこともあり、難色を示したが、石材は松山村の新橋から運ばなくても地元にあると力説し、遂に大正二年県も路線変更を決定、岩元橋、小鳥橋の二木橋が石橋として架橋されることとなった。

石橋が竣工したのは大正五年初夏で、この年県道は岩元まで開通、八年に都城・鹿屋間が開通した。

中内はまた、村有林の造林に意を尽したが、この造林のお蔭で後世、小学校や中学校の建築に役立った。

六年には月野地区に電灯が点いた。同年四月は下岡から経筒が出土したのである。

#### 第六代村長 義川祐吉

(大正九年八月村長就任、十一年八月まで四期)

助役 丸岡計左助、中馬喜八郎、藤屋一郎、収入役 田部清、丸田武義

(一書中川記録には)、助役、中馬喜八郎、田部清、収入役、平川武光、上井祐吉(資料集より)

祐吉は明治十四年十二月二十日下岡に生まれる。明治三十九年宮内省皇宮警手を拝命、五ヶ年勤めて退官帰郷した。そして村助役一ヶ年で大正九年村長に就任、以来四期その職にあった。また村会議員、方面委員も勤めた。昭和二十四年八月二十九日死去。

太田神社の移転改築。桑之迫小学校の移転改築、月野小学校校庭の拡張をした。

二万数千円を投じて天神堰の改修を行い、灌漑用水の基礎を固めた。また反対のあったのを排して炭床堰の改修を行った。

建設方面では松山路線を始め、恒吉、繩瀬路線などの道路を開さくした。

月野は無医村なので、医師を招へいして、村立月野病院を開設した。

## 第七代村長 藤屋一郎

(昭和十一年八月村長就任、十九年七月まで二期)

助役 中馬喜八郎、有馬祐康、収入役 大村、上

井祐吉、丸田武義

(一書に) 助役 大村米磨、有馬祐康、収入役 丸

田武義、吉岡武夫

一郎は明治二十五年四月二十日岩元に生まれる。鹿児島師範学校本科を卒業、県内財部外各地の学校に奉職、昭和二年教育界を退いた。三年に月野産業組合長、七年村助役、十一年八月村長に選任され、十九年迄、支那事変から大東亞戦争たけなわの時代に在任した。第三代産業組合長に就任の時は、組合経営が極度に不振で、解散の危機にあったが、藤屋は寢食を忘れて立直りに腐心した結果隆昌に向かった。そして昭和十一年四月には産業組合中央会鹿児島支会から優秀組合として表彰を受けた。藤屋は村長の外に農会長、産業組合長を兼ねて、月野村を全国模範村とした。昭和二十年九月十三日死去。

月野村は昭和十一年から教化指定村として指定され、また経済自立更生村として、統制のある民風の作興に努め、月野村は全国の模範村となった。

月野小学校の二階校舎建築。

診療所を設置した。

下岡にある正心寺を独立させた。

藤屋村長は村長、農会長、産業組合長の村主要職を一人で掌握、村の統制向上に尽瘁した。納税成績も優秀、農事を統制、田植えは何月何日までにするませよ、甘藷草はいつまでとるように、とった跡は検査をする、全村民早起きをする、子供は未明に起きてエイサ、エイサで村内をかけ廻る、大人は暗い中に起きて、筵や吠を作る、こうした徹底した村民生活の規制と勤勉が実施されたので、このことが県内は勿論、全国的に有名になり、県から優良村として表彰を受けた。

## 第八代村長 蔵岡金之助

(昭和十九年七月村長就任、二十年十一月退職)

助役 有馬祐康、吉岡武夫、収入役 上井祐吉、

川山一代二

金之助は明治二十三年十一月十五日持留に生まれる。鹿児島師範学校本科を卒業、末吉外各地の小学校に奉職した。蔵岡は戦争末期に村長に就任、戦後、公職追放令を受けて退職した。その後大隅町選挙管理委員長もした。



戦争末期になると、戦時統制下の食糧増産、米の供出割当その他銃後の苦闘が続いた。

その中、八合原に飛行場を建設することが村長に通報され、八合原の住民はそれぞれ他部落へ移転して行き、そのあとに飛行場が完成、ここから沖繩へ出撃した。

昭和五十五年八月八日死去。

### 第九代村長 岩永藤三

(昭和二十年十一月村長就任、三十年一月大隅町合併まで) 助役 本田新藏、収入役 吉岡武夫

藤三は明治二十七年九月五日中村に生まれる。鹿児島県師範学校本科一部卒業。敷根、月野、岩川小学校に奉職、穎娃校長を最後に退職、村長に就任した。終戦後の多難な時代にあつて村政を処理、町村合併の議がおこると、大隅町合併に努力、合併によって大隅町長職務執行者となった。

六・三制実施により昭和二十二年五月、新製の月野中学校を設立。

八合原飛行場の農地配分。

松山・二川線を県総に移管。県道路品評会に四回優勝、月野川の護岸工事、九州電力発電所の増工事があつ

た。

職員の家設住宅を建て、診療所を設置した。

町村合併については月野村では村民大会を開いて、村民の意向をまとめた。大会ではまず月野は南方に向かふべきか、それとも北に向かふべきかということが話題になった。南方説は月野はもと志布志から分離したので、もとの志布志に帰ったらどうか。その時は昔の志布志郷の範囲で、志布志・西志布志・月野・松山をいっしょに合併するとよいという意見、北方説は岩川町と手をとる、恒吉も入れたがいいだろうというのであった。八岩永藤三氏談

## 第十五節 町村合併

### 一 大隅町の発足

昭和二十八年第十六国会で成立した「町村合併促進法」は九月施行、自治庁は町村合併協議会の設置を準備すると共に、同法の有効期間(昭和二十八年十月から昭和三十一年九月まで)に現在の約一万町村を約半数にする目標で「町村合併促進基本計画」を立案する。

全国の町村数は（昭和二十五年国勢調査）一万百六十一、このうち人口八千以下は八千七百七十二にのぼる。自治庁ではこれらの人口八千以下の町村を隣接の市や町村に編入したり、平均三町村で合併または編入して一町村をつくるようにする。そして計画終了後は町村数を四千百六にする計画である。

町村合併促進法が具体化の歩みを見せてくると、嚆矢郡でも各町村間に自主的な動きが漸次見えて来た。志布志町は市制施行をめざして大崎町・西志布志村に呼びかけ、志布志と松山村との関係、岩川町を中心に中部六カ町村もこのさい合併して大町を作ろうという意見、月野は岩川と合併しようという積極的な空気をみせ、松山村に月野村の一部を合併しようという空気が、また一方、市成方面では牛根・百引・恒吉四カ村合併或は市成・福山の関係、末吉町岩崎前田部落と岩川の関係など、色々な構想が動き出した。

郡中部町村の合併運動は、昭和二十九年四月末、松山村の合併対策委員会が行った世論調査で、七割の村民が現状維持を希望しているという線がはっきりしてきたので、岩川・月野・恒吉三カ町村はこの際松山村をふくめた合併は当分望みうすだとして、三町村だけの合併準備

を急ぐことになった。五月七日岩川町で三町村関係者の会合を開いて打合せを行い、五月中旬からそれぞれ合併事務にとりかかり十月末までに合併事務を終って、おそくとも十一月一日には新町として発足する方針をきめた。

今後は三町村連合の合併対策委員会が中心となって、合併の基本方針を策定することとなるが、三町村の一部ではまだ松山村の参加を断念してはならぬと意見も出ている。

元来、岩川・恒吉・月野の三町村は、行政区画上おのおの接する地域にあり、地勢、交通、産業等の相互関係は全く一体をなしている、住民の日常の消費生活、生産取引、風俗、慣習も同じで、血縁関係も深く、自然的に結合した社会集団であるので、この三カ町村が合併することは、関係住民のかねてからの希望でもあった。

そこで合併を進めるために、各町村では公聴会を開き住民の意向を聞き、そして合併へまとめることにした。

岩川町では、昭和二十九年四月十日から町内各校区毎に、四日間に行ったり開催した結果、町民は一日も早く隣接する恒吉・月野の両村と合併し、大町建設の熱望が認められ絶対賛成の意向を確認した。

恒吉村では、昭和二十九年六月十五日恒吉中学校において開催した結果、この際、小規模の町村は大同団結して、大町を建設すべきだとの意向強く、合併の決意をみることになった。

月野村は、昭和二十九年一月二十八日、月野中学校で開催した結果、本村は郡内最少の規模であり、早期に岩川町・恒吉村の隣接町村と合併することについては、事前に文書、言論を通じて機会あるたびに啓蒙がなされていたため大町建設を目的とし、合併することに勿論異存はなく、絶対多数をもって町村合併することになった。

郡中部の岩川・月野・恒吉三カ町村では、それぞれ十一名ずつ正式に合併委員三十三名を選任、昭和二十九年五月十八日岩川町公民館で第一回の合併協議会をひらいて、合併事務の推進につき協議をした。役員は会長黒木岩川町長、副会長岩永月野村長、伊集院恒吉村長をきめ、事務局を岩川町役場内に設けることにした。郡中部町村の合併はこれで正式に踏みだしたわけである。

この協議会は、昭和三十年一月二十日合併施行の日まで十一回を数える協議を重ね、綿密な計画がなされた。

三町村の町村長、議会議員その他合併関係者六十余名は五月二十日朝、バス二台で鹿児島・熊本両県下の町村

合併実情視察に行き二十二日帰った。

囃吹郡中部三カ町村、岩川・月野・恒吉の合併の協議は進んで、昭和二十九年十一月一日には合併発足の決意がなされたが、その後、県や審議会の働きかけもあって、松山の動向を見ていた。しかし松山は挙村一致か、分村合併かがまらず、分村説は新橋地区は中部へ、尾野見・泰野地区は志布志へという案だが村議会はいずれかへの挙村合併の線をだしているという状況であった。

#### 町名の選択

新しい町は大隅半島の中央に位置し、古来、当地方は大隅の国として永い歴史をもち、広く世間に知られていることから「大隅町」と決定した。

#### 役場の位置

岩川は町の交通・文化・経済の中心地であり、また官公署の所在地でもあるので、岩川駅附近とし、現在地に決定した。

大隅町を実現するために、三町村では各自町村を廃止して、大隅町を設置する議会の議決を次の日に行った。

岩川町議会昭和二十九年十一月八日可決、恒吉村議会同年十一月十日可決、月野村議会は同年十一月八日可決。

そして同年十一月十六日に各町村長名で鹿児島県知事



重成格宛申請書を提出した。

郡中部三カ町村岩川・恒吉・月野は一月二十日合併発足を協議決定しているが、最後の合併促進協議会を昭和三十年一月十二日午前九時から郡教育会館でひらき、発足前後の具体的問題について協議した。

選挙による正式町長の決定までは、現月野村長岩永藤三を町長職務執行者、現岩川町収入役西祐宗を収入役職務執行者とし、職員任命については、新条例案にもとづく七課二室の長を三カ町村最高執行部と議長に一任、新町議会議長は一月十四日の三カ町村全員協議会で選挙か推薦かの線を出し、二十日の初議会で決定、議会常任委員も議会成立後きめる。

なお閉庁式は岩川は一月十七日、恒吉は一月十八日、月野は一月十九日にそれぞれ行い、一月二十日の発足には、午前中に初議会を開いて条例、委員などをきめ、午後から全職員・議員・委員・委員会・事務局員・消防団などが岩川小学校に集合、閉庁式を行うほか、各学校を通じて新町民の全部に大隅町発足の意義を認識させるため、各戸国旗を掲揚し、新町長の選挙決定後の四月ごろ盛大な大隅町発足祝賀記念行事を行うことになった。また発足の日、郡青協主催の町村役場訪問駅伝競争の

最終走者が岩川町役場前にゴールインして発足の日を祝うことになった。

昭和三十年一月二十日、岩川・恒吉・月野三町村合併、大隅町が発足した。この日、予め計画されたように、午前十時から岩川小学校で、旧町村議員から引きつづき新町議員となった五十五名の町議会議員が、講堂で初議会を開いて議長、副議長、各委員長を選出、町条例案を審議、午後一時各種委員会を開いて、農業委員会は裁縫室で、教育委員会は教室で、それぞれ委員長を選出、正午から岩永町長職務執行者から役場職員任命式があり、その後午後から祝賀茶話会を開いた。

この日、午後四時すぎ、大隅町役場前にゴールインした郡青協主催の祝賀記念郡内一周役場訪問駅伝競争を全員総出で拍手のうちに出迎えた。

野方村の一部荒谷地区を大隅町に合併

野方村の一部荒谷地区は、大隅町発足の当初から合併を希望していたもので、住民の日常生活、交通、文化経済の面から当然合併すべきであるとの地区民の熱望によって、大隅町に合併することになった。このため昭和三十年二月十四日、大隅と荒谷地区の代表者で町村合併促進協議会が結成され、協議が進められた。そして大隅町

税 目	岩 川 町	恒 吉 村	月 野 村	合 計
町 村 民 税	六、〇三八、〇〇九	二、〇九九、〇四八	二、〇七四、七三〇	一〇、二一一、七八七
固 定 資 産 税	六、一一五、二〇〇	三、七二〇、一二五	三、七五〇、八一〇	一三、五八六、一三五
自 転 車 税	二五五、八〇〇	一〇六、三〇〇	七九、四〇〇	四四一、五〇〇
荷 車 税	三〇二、八〇〇	一七九、〇〇〇	一九一、六〇〇	六七三、四〇〇
電 気 ガ ス 税	七九七、二八七	二九二、〇〇〇	二五七、〇八五	一、三四六、三七二
木 材 引 取 税	八一三、五九六	二五二、三五〇	一六六、八〇五	一、二三三、七五一
犬 税	五六、八〇〇	二三、〇〇〇	二四、八〇〇	一〇四、六〇〇

合併前の各町村普通税

議会は三月七日可決、野方村議会は三月八日可決した。三月八日付を以て大隅町長、野方村長名で県知事宛に申請書を提出した。こうして昭和三十年四月一日、荒谷地区を大隅町に編入した。

荒谷地区人口五五五人、大隅町人口二四、四四〇人となった。

大隅町議会で昭和三十年六月八日全員協議会を郡教育会館で開き、八月末総辞職、九月中旬選挙を行い、議員定数を二十四名に減らすことをきめた。町議会ではその後野方村の一部荒谷を合併したので、議員五十六名で、任期は来年一月十九日までであった。

二 合併前の各町村の状況

合併前の戸数・人口（昭和二十九年七月一日現在）

人 口	戸 数	
	男	女
計	二、四五九一、三一九	九八二二
岩 川 町	五、七三三三、三〇一二	一一、五八二二
恒 吉 村	六、〇七二三、四七三二	一一、〇七八
月 野 村	一、八〇二六、七七四五	〇八四
合 計	二、四三三三、三〇一二	九八二二

合	計	一四、三七九、四九二	六、六七三、八二三	八、六六二、二三〇	二九、七一五、五四五
一人当負担額		一、二一九	九八七	一、七〇三	一、二六五

合併前の各町村国税、県税

	直接国税	県税
岩川町	二三、七七六、五七〇	八、〇九六、四九二
恒吉村	二、一六七、五〇〇	五四三、三六六
月野村	二、三一六、三四〇	四二五、三六四
合計	二八、二六〇、四一〇	九、〇六五、二二二

岩川町

役場機構 町長、助役、収入役

総務課 (係―庶務、統計、戸籍、会計、消防)

教育厚生課 (係―厚生、衛生、学務)

土木課 (係―土木、建築)

産業課 (係―供出、勸業、配給)

税務課 (係―納税、土地家屋)

中之内出張所

公民館

岩川町議会

議員定数二六人、現議員数二四人、

総務委員一〇人、産業委員一〇人、林務委員七人、教

育厚生委員一〇人、土木委員九人、

岩川町行政委員

教育委員会五人、選挙管理委員三人、監査委員二人、

農業委員会一三人、公平委員会三人、固定資産評価審

査委員会三人、民生委員一六人。

岩川町歴代議長

議長 牧之瀬統 (昭和二二、五一―二六、四)

副議長 井手之上若右エ門 (二二、五一―二六、四)

議長 飯田 直 (二六、五一―三〇、一)

副議長 井手之上若右エ門 (二六、五一―三〇、一)

岩川町一般会計 (昭和二十九年九月一日現在)

議会費 一、三九三、四六〇円

町役場費 八、二九六、一九〇

消防費 一、六一五、四六八

土木費 五、三七七、三五三

教育費 四、八八四、〇九四



恒吉村

社会及労働施設費	九、七〇三、八四三
保険衛生費	三一七、一五〇
産業經濟費	三、一八四、七九一
財産費	二五〇、〇〇〇
統計調査費	一〇、五〇〇
選挙費	一七四、〇〇〇
公債費	一、一二〇、二二〇
諸支出金	一、〇四六、五五四
予備費	一〇〇、〇〇〇
歳出合計	三七、四七三、六二三

役場機構、村長、助役、収入役、

総務課（係―庶務、議会、選挙、消防、統計、文書）

經濟課（係―勸業、土木、林務、食糧、建築）

稅務課（係―村稅、土地、家屋）

民生課（係―厚生、貯蓄、戸籍、世話、衛生）

坂元支所

収入役室（會計）

恒吉村議会

議員定数十六人 現議員数十五人

総務委員七人、民生委員五人、經濟委員五人、土木委員七人。

恒吉村行政委員

教育委員會五人、選挙管理委員會三人、監査委員二人、農業委員會十三人、公平委員會三人、固定資産評価審査委員會三人、民生委員十四人、公民館運営審議會十五人。

恒吉村歴代議長

議長 後藤 重森（二二、五、一五―二三、二、六）  
 副議長 葉丸仲之助（二二、五、一五―二三、七、二〇）  
 議長 炭床 伝藏（二三、二、七―二三、七、二〇）  
 議長 遠矢 長（二三、九、二七―二七、九、一五）  
 副議長 田之上庄吉（二三、九、二七―二七、九、一五）  
 議長 遠矢 長（二七、一〇、八一―三〇、一、一九）  
 副議長 岡元 喜藏（二七、一〇、八一―三〇、一、一九）  
 恒吉村一般会計（昭和二十九年九月一日現在）

議會費	一、〇一六、二〇〇円
役場費	七、三三四、五〇〇
警察消防費	一、〇五九、二〇〇
土木費	四、八六五、二〇〇
教育費	八、〇一八、六九〇
社会及労働施設費	二九二、〇〇〇
保健衛生費	二二五、〇〇〇
産業經濟費	一五、八一五、四二〇
財産費	一、一四四、八〇〇

統計調査費	三八、二〇〇
選挙費	一〇七、六五〇
公債費	八二八、六九〇
諸支出金	八一三、二〇〇
予備費	一〇〇、〇〇〇
歳出合計	四一、六四八、七五〇

月野村

役場機構 村長 助役 収入役  
 総務課(係―庶務、税務、戸籍、民生、国保)  
 経済課(係―農産、勸業、土木)  
 収入役室(会計)

月野村議会

議員定数十八人、現議員数十七人  
 総務委員五人、土木委員五人、厚生委員五人、教育委員五人、勸業委員五人  
 月野村行政委員

教育委員会五人、選挙管理委員会三人、監査委員二人  
 農業委員会十三人、公平委員会三人、固定資産評価審査委員会三人、国民健康保険運営協議会十一人、民生委員十四人。  
 月野村歴代議長  
 議長 下井田時義(二二、五一二三、一、一八)

副議長 藤元 種蔵(二二、五一二三、一)  
 議長 藤元 種蔵(二三、一、一九一二六、四、二三)  
 副議長 平川 武敏(二三、一、一九一二六、四)  
 議長 中内 伝次(二六、五、一〇一二八、六、二三)  
 副議長 松崎 太市(二六、五、一〇一二八、六、二三)  
 議長 藤元 種蔵(二八、六、二三一二九、一一)  
 副議長 中内 伝次(二八、六、二三一二九、一一、二九)  
 議長 中内 伝次(二九、一一、三〇一三〇、一、二九)  
 副議長 松崎 太市(二九、一一、三〇一三〇、一、二九)  
 月野村一般会計(昭和二十九年九月一日現在)

議会費	七五五、七四〇円
村役場費	五、四三〇、八〇五
警察消防費	二五五、四一九
土木費	一八三、五〇〇
教育費	一、九一七、七九八
社会労働施設費	七八、一〇〇
保健衛生費	六五、八〇〇
産業経済費	二、二四三、五五七
財産費	六四〇
統計調査費	一〇、二〇五
選挙費	六二、七八〇
公債費	三三四、一一二
諸支出金	一三九、〇〇〇

予備費 五〇、〇〇〇  
歳出合計 一一、五一七、四五六

### 第十六節 大 隅 町

#### 一 歴代町長

大隅町長職務代理者 岩永藤三

(昭和三十年一月二十日就任—同年二月十三日迄)

旧月野村長(参照) 町村合併実施大隅町発足、野方村

荒谷地区合併協議会設置

町教育委員長を永く勤めたが昭和五十年六月五日死去。

初代町長 黒木良行

(昭和三十年二月二十四日就任—三十八年二月二十一日まで二期)

旧岩川町長(参照) 新農山漁村建設、町営青果物市場、都市計画、町役場庁舎竣工、町営上水道給水、農林省種畜牧場起工、学校々舎建築、学校統合等に尽瘁した。

昭和五十一年十一月十八日死去。

第二代町長 川崎克己

(昭和三十八年二月二十二日就任—四十二年二月二十一日迄、一期)

川崎は明治三十一年一月十八日生、岩川尋常高等小学校高等科卒業、大正五年佐世保海兵団入団、海軍一等兵曹、大正十五年予備役編入、昭和二年朝鮮総督府巡查、後警部補、十年満州国警佐、十六年退官、十八年岩川町役場吏員、二十二年四月町議当選四期。

上水道工事完成、指宿宮崎線二級国道昇格、農林省国立種畜牧場開場、農業構造改善事業、都城から大隅町を経て志布志への産業道路、学校校舎建築、学校統合などに努力した。昭和四十九年十二月二十四日死去。

第三代町長 盛田政義

(昭和四十二年二月二十二日就任—五十二年二月二十一日迄三期)

盛田は明治三十八年五月十九日坂元に生まれる。昭和十四年海軍兵学校選科卒業、二十年復員海軍大尉、二十一年四月恒吉村書記、二十二年十二月退職、二十九年七月恒吉村農業委員、三十三年十月大隅町農業委員会委員長、三十八年九州地区農地集団化協議会会長、三十九年



郡農業委員連絡協議会会長。

岩川・菅牟田小改築、旭ヶ丘公営住宅建設、有線放送設置、第二次農業構造改善事業（月野水田、竹山基盤整備）、公社電話自動化実現、中央公民館建設、職業訓練所開設、小中学校校舎、体育館の改築、桜ヶ丘、天神丘公営住宅建設、大隅町運動公園新設、曾於北部衛生処理組合設置、畜産基地建設、地籍調査事業などに力を尽くした。

#### 第四代町長 桑元善次

（昭和五十四年二月二十二日就任—五十八年二月二十一日まで一期）

大正八年三月十九日月野に生まれる。県立廉屋農学校卒業、朝鮮総督府木浦試験場勤務、陸軍予備士官学校卒業、昭和十五年支那海派遣軍として従軍、陸軍大尉、復員後二十六年より月野村議会議員、大隅町議会議員合わせて二期、三十四年役場に就職、土木、耕地、建設の各課長を経て助役二期。四十八年より司法調停委員。

地区公民館、公営住宅建設、郷土館建設の他、ナイター施設、道路改良、農業基盤整備等に尽力した。

#### 第五代町長 坂口信雄

（昭和五十八年二月二十二日就任—六十二年一月二十一日死去）

昭和三年六月十二日月野に生まれる。県立第一鹿児島中学校卒業、二十二年月野村役場吏員、合併により大隅町役場吏員、社会教育課、町民課、福祉課、耕地課、税務課の各課長歴任。町長在任中死去。

郡医師会立病院、文化会館の設置、工場誘置、道路改良、農業基盤整備事業等に尽力した。

#### 第六代町長 永野静夫

（昭和六十二年二月十五日就任）

昭和五年七月二十日樋脇町に生まれる。二十四年県立宮之城高等学校卒業後、一年間、県立蒲生林業試験場研究生、二十八年恒吉村役場吏員、合併により大隅町役場吏員、社会教育課長、経済課長を経て五十八年助役就任。

都市計画関連事業、都市公園事業、企業誘致に取り組み、また高齢者コミュニティセンター、農業構造改善センターの設置、南地区簡易水道及び牧地区営農飲雑用水施設を設置した。学校関係では町内中学校パーソナルコ

ンピューター事業を導入、北小と南小の屋内体育館を建設した。

電算機導入により六十三年三月から各支所の住民基本台帳を本庁におき、集中管理した。また既設の廃棄物焼却処理場が手狭になり一般廃棄物最終処分場を新設した。

一 歴代議長

初代議長 遠矢 長

(昭和三十年一月二十日就任—同年八月三十一日迄)

旧恒吉村長(参照)

第二代議長 井手之上若右工門

(昭和三十年十月八日就任—三十四年九月二十六日迄)

明治二十六年三月五日生。岩川町議、大隅町議、岩川町農業会長、岩川たばこ耕作組合長、郡たばこ耕作連合会長

第三代議長 川崎克己

(昭和三十四年十月三日就任—三十八年二月十七日迄)

大隅町長(参照)

第四代議長 大村 繁

(昭和三十八年三月五日就任—同年九月二十六日迄)

旧恒吉村長(参照)

第五代議長 中礼祐吉

(昭和三十八年九月三十日就任—四十年九月三十日迄)

明治三十八年一月二十日生、都城商業学校卒、大正十五年渡満、後満鉄入社、昭和十七年満鉄副参事、満鉄新京本社自動車局輸送主任、二十二年一月引揚、郡林産協常務理事、岩川町議、三十年大隅町消防団長、三十五年大隅町商工会長、大隅町議

第六代議長 泊 親治

(昭和四十年十月一日就任—四十二年九月二十六日)

迄)

明治四十二年三月十六日生、県警察巡查教習所卒、県  
巡查、巡查部長、昭和二十一年退職、司法保護委員、恒  
吉村議、大隅町議、副議長

第七代議長 永田瑞義

(昭和四十二年九月二十八日就任—四十五年八月二  
十七日迄)

明治四十二年三月二十四日生、横須賀海軍工機学校  
卒、大正十五年六月佐世保海兵团入団、昭和十五年六月  
満期帰郷、岩川町農会書記、県立農事試験場技術員養成  
所修了、岩川町農会技術員、十八年召集、二十年終戦帰  
郷。岩川町・大隅町農業委員長、三十二年岩川農協長、  
三十四年町議当選(三回)、三十八年農協長辞任。  
議長在任中四十五年八月二十七日死去。

第八代議長 前田 毅

(昭和四十五年九月十二日就任—五十年九月二十六  
日迄)

明治四十三年八月十五日生、警察練習所卒、昭和七年  
兵庫県巡查、巡查部長、二十二年退職、二十五年岩川町

役場吏員、三十八年助役、大隅町議三期、郡議長会長、  
県議長会理事、町監査委員、調停委員、司法委員

第九代議長 鍋山重盛

(昭和五十年九月二十七日就任—六十年九月二十六  
日迄)

大正四年十月二十日生、横須賀海軍砲術学校高等科  
卒、昭和九年佐世保海兵团入団、二十一年復員、恒吉村  
消防分団長、社会教育委員、選挙管理委員、教育委員、  
四十二年より町議五期、郡議長会長、県町村議長会長

第十代議長 桑迫喜藤太

(昭和六十年九月二十七日就任—六十二年九月二十  
六日迄)

大正八年三月十日生、月野村青年学校卒、昭和十四年  
より北支へ二年間従軍後、内地で飛行学校勤務、復員後  
南校区消防後援会長、町公平委員、農業委員、町議五期

第十一代議長 伊地知篤則

(昭和六十二年九月二十七日就任)  
大正五年十二月一日生、宮崎高等農林学校卒、陸軍工



科学校、陸軍兵器学校卒、陸軍技術中尉、復員後、教育委員、町議三期

### 三 納 税

税は国税、道府県税、市町村税に大別されるが時代により変遷がある。戦前の昭和八年、国税は地租・所得税・営業税等があり、県税は地租割・特別地税・営業税・雑種税・営業収益税付加税・都市計画特別税・所得税付加税・家屋税があつた。また市町村税は地租付加税・営業収益税付加税・家屋税付加税・特別税戸数割・県税営業税付加税・県税雑種税付加税・特別地税付加税であつた。

終戦後は税の名称も大分変わった。

国税の普通税は所得税・法人税・財産税として相続税・贈与税、消費税は酒税、入場税など、流通税は印紙税・自動車重量税などがある。

県税は道府県民税・不動産取得税・事業税・娯楽施設利用税・料理飲食等消費税・狩猟免許税・自動車税などがある。

町村税は町村民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ

消費税・電気ガス税・木材引取税・特別土地保有税など、また目的税として国民健康保険税がある。自転車、荷車税があつたが三十二年度までで廃止され、犬税は三十四年までで廃止になった。たばこ消費税は二十九年四月創設。電気ガス税は二十四年県税付加税であつたが、二十五年から町村税となった。

平成元年四月消費税が創設されたのに伴い、たばこ消費税はたばこ税となり、電気ガス税は廃止された。

町税決算額について昭和四十一年度と五十九年度について比較表を掲げる。(単位千円)

種別	四十一年度	五十九年度
町民税	一三、八六三	二四八、二三九
固定資産税	二六、二四五	二五二、四八七
軽自動車税	三、六一五	一九、二三九
たばこ消費税	一〇、〇九九	五〇、一三七
電気ガス税	三、八九五	三八、六一五
木材引取税	一一六	二五
特別土地保有税		三二八
国民健康保険税		三二五、七二三

納税完納部落には町から納税奨励金を支給している

が、町内の納税成績は良く、納期内完納、督促期間内完納、年度内完納の別により、それぞれ率を設けて該当の部落に支給している。また校区に対しても校区内完納について納税奨励金を支給している。

#### 四 庁舎及び諸制度

##### 庁 舎

町役場庁舎は昭和三十三年三月二十日起工式、十二月十日竣工した。場所は岩川字後藤五、六二九番地、総工費二、三〇七万円、鉄筋コンクリート三階建一、二四五 $m^2$ (二、一〇〇万円)、付属建物一六三 $m^2$ (二〇七万円)、十二月二十五日八幡神社下の旧庁舎から新庁舎へ移転した。

四十三年十二月、有線放送施設等のため庁舎がせまくなり、延べ面積三六六 $m^2$ を増築した。また会議その他町民の利用に資するため、五十四年に三階建、鉄筋コンクリート五五八 $m^2$ の町民館を庁舎の横に建設した。

##### 名誉町民

大隅町の発展に特別に功績があり、町民みんなから尊

敬される人に「名誉町民」の称号を贈り、その功績をいつまでもたたえようというものである。名誉町民には、名誉町民章や記念品などを贈り、町の公式の祭典に参加、死ぬまで年金が支給されるなどの特典が与えられる。昭和三十八年五月二十二日から開かれた定例町議会で条例が議決された。

最初に名誉町民の称号を受けたのは岩崎与八郎で、三十九年十月十日推戴式を岩崎公園で行った(岩川工業学校参照)。

昭和四十二年一月二十日、町役場会議室で町村合併十周年記念式を挙げたが、その席上、恒吉出身の大隅町初代議長遠矢長(八七歳)と、岩川出身の大隅町初代町長黒木良行(七六歳)にそれぞれ名誉町民章を贈った。名誉町民章は昭和三十九年十月、はじめて岩崎与八郎に贈られたもので今回はそれにつぐ受章であった。

遠矢長は明治四十四年、旧恒吉村助役に就任以来、村長、農協長、町議会議長などをとめ、三十一年秋には地方自治功労、四十年一月には町政功労者として、県や町から表彰され、四十年秋には勲五等瑞宝章の叙勲も受けた。

黒木良行は大正二年から三十六年間教育界に奉職し、

二十六年に旧岩川町長、更に町村合併後の初代大隅町長をつとめた。四十一年四月には地方自治功労者として勲五等瑞宝章の叙勲を受けた。四十三年十一月県民表彰。昭和五十五年三月、盛田政義、伊集院忠雄にそれぞれ名誉町民章を贈った。

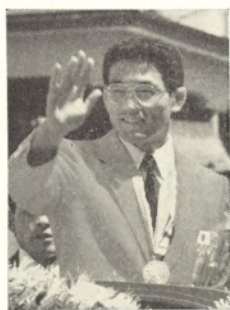
盛田政義は昭和四十二年から三期町長をつとめた。昭和十六年十二月勲六等瑞宝章、昭和二十五年三月正七位に叙せられる。町長退任時、勲六等旭日章に叙せられる。

伊集院忠雄は、恒吉村長、大隅町助役を経て県議会議員三期、四十八年副議長、五十年十一月勲五等旭日章に叙せられる。

### 町民栄誉賞

この表彰は広く町民に敬愛され、希望と活力を与えることに顕著な業績のあった人に対し、その栄誉をたたえることを目的として、昭和五十九年に定められた。

最初の受賞者は、宮原厚次である。宮原は昭和三十三年十二月二十日恒吉に生まれ、恒吉小学校から岩川高校を経て自衛隊に入隊し、自衛隊体育学校特別体育課程で十九歳からレスリング人生が始まった。そしてグレコロ



宮原厚次

ーマンスタイル五二kg級で、一九八二年ワールドカップ大会優勝、一九八三年ハランダ国際大会優勝の他、国内でも全

国日本選手権大会、国民体育大会でも連続優勝した。一九八四年、モントリオールオリンピック大会では金メダルを獲得した。  
昭和五十九年十一月一日、町制三〇周年記念式典で、大隅町初の表彰が行われた。

### 大隅町一心会

大隅町内にある諸官公署団体の長で組織している一心会は、昭和三十一年大隅町合併の後間もなく発足した。

途中数年間休会したことはあったが、ずっと継続して開会されている。従来は隔月にもたれていたが、四十二年から年四回開くことになった。開会の日は昼一時頃から町内の何らかの問題のあるところを視察して、その後で例会を開くことになっている。会長は町長、副会長一名、幹事若干名となっており、会の世話は会員二名によ



り輪番制で行っている。会員は百三名（昭六三現在）である。

## 第十七節 町民憲章と町章

### 町民憲章と町木・町花

大隅町明るく住みよい町づくり運動推進協議会では、広く町民に呼びかけて、町木・町花を募集した。そして昭和四十七年三月十日、町民憲章の制定と共に町木・町花の発表会が盛大に中央公民館で行われた。

町木の梅は、応募二九七四点中八四〇点で、町花のつじは、応募三〇〇〇点中、九〇〇点でそれぞれ町木・町花に決まった。

梅は成長力、生命力にすぐれ、誇り高い気品のある木で、その花の清らかな香りは、人の心をやわらげる町民の心情をよくあらわしており、また、つじは、大隅の自然の山野に群生して、五月になると燃えるように野山をいろどって、古くから町民に親しまれ、その明るい情熱美、秀麗な集団美、総親和の優雅美を町民の心のシンボルとして定められた。

### 町章・町民歌

町村合併して十周年に、町民の融和と団結によって、力強くたくましく前進をつづける躍進大隅町にふさわしい町章・町民歌が決まった。

町章は大隅町の頭文字「大」の字をあらわしており、中の三角は上に向かって力強く伸びていく姿を表わしている。又外輪の丸は畜産の町にふさわしく牛の角を象っている。

町章は多数の応募の中から選定されたもので、作案は町内日の出町の矢野寛である。

町民歌は、作詞は町内稲田町の馬場とおる、作曲は鹿児島大学教授であった武田恵喜秀である。

なお大隅音頭も同時にできたが、これの作詩は石元美由起、作曲は上原げんとである。

## 第十八節 集落の変遷

### 一 行政と集落

薩摩藩では、「郷—村—方限—門」の組織で行政を行ってきたが、方限・門については異動が多く、特に方限

は適正規模となるまで分裂を繰り返している。

方限は部落と呼ばれる場合もあるし、また、郷中を指す場合もある。城下の場合、本丸の東を上方限、西を下方向限とし方限に郷中があったという。また方限を部落とも呼ぶが、部落の名称は遠く唐時代にさかのぼるといわれる。

ところで、岩川の場合、「三国名勝図会」によれば、五十町村(馬場・菅牟田・飯田の三村)、中之内村(梶ヶ野・土成・田尻の三村)、岩崎村(中島・有持の二村)とあるが括弧内の小村が方限を意味する。岩川の方限が諸文書に残っているのは、年代不詳の馬場方限、明治六年の土成方限と縫之蘭方限、明治十七年の狩谷方限がある。

恒吉郷は、長江村・須田木村・大谷村・坂元村の四村(一時坂元村は佳例川村と合併)であるが、坂元村は浦河内方限と神牟礼方限に分かれていた(日高文書)。佳例川を挟んで福山側が前川内であり、これに対比する呼び方である。大谷村は明治十七年上方限(有村晃文書)の名がみえるが、上方限は大路・飛佐・中大谷を指し、下方限は、内山・宮ヶ原・里脇・小山・小松・炭床を指すと思われる。(宮田袈五郎氏談)

月野村は、文化八年七方限(藏岡文書)とあるもの

の、方限の名称は不明である。

明治七年、太政官地誌課が府県に町村名の調査を命じたが、この時、調査された鹿児島県下町村名簿(刊行明治十五年、鹿児島県令 渡辺千秋)△鹿児島大学原口泉助教授資料▽には、町村名と方限名が記載されている。五十町村の場合、三小村あったものが十三方限に分かれているなどしているが、他の村も同じ傾向をたどっている。関係の分を記す。

五拾町村(馬場・諏訪原・岡別府・新田場・菅牟田・浅井・葛原・久木山・別府・飯田・竹山・西山・町)

中之内村(柳井谷・市吉・蔵谷・梶ヶ野・折生田代・狩谷・笠木・神掛・鍋・木場・馬渡・牧・土成・吉井△明治六までは縫之蘭方限と称す▽)

長江村(麓・仮屋・荻迫・柳原・原田・十九・鍋山・長江)

須田木村(乙川内・雲雀田・須田木・井手ノ上・向田・寺脇・川原・二瀬元・川路山)

大谷村(飛佐・大路・紺垣・大谷・茨ヶ迫・大川原・

内山・沖上・炭床・小松・里脇・小山・宮ヶ原)

坂元村(宮岡・清津野・神牟礼)

月野村(市柴・太田尾・八合原・持留・広津田・縄

瀬・岩元・下岡・松尾田・伊屋松・新留・

藤ヶ嶺・竹ノ山・志柄・牧原・上勢井・中

村・久保崎・川久保・中野・岡元・高松・

桑ノ迫)

明治二十二年の町村制施行によって旧町村は大字となったが、新町村では町村事務の円滑化をはかるため、大字に区制を取り入れ、区長をおいた。

一方、県では明治二十七年、農会規則を制定、県・郡・町村に農会が組織され、農業の改良や農家の福利厚生等を目的として活動するようになったが、明治三十七年、日露戦争が始まると、加納知事は報効農事小組合を組織するよう訓令した。小組合は方限を対象としたものであったので、区長が小組合長を兼ねることとなった。

方限が分裂していく状況の中には、種々の原因があったが、「段方限沿革」(大正九年作成)では、

「従来下坂元区に属し居りしが、二三の先覚者は先ず

交通不便にして区域広漠たる下坂元区を脱して新部落を設くるの至便を説き、又他面感情上の問題(区長交互の破約)を動機として、左記連名戸数を以て此に明治四十一年一月段坂元区を設立し村当局の認可を得て今日に至る」と記しており、連名戸数は二十七戸となっている。

大正七年、郡に於いて区長任期二ヶ年と決定しているが、段坂元部落では方限の規約との関連もあり、改選しているものの、一年目は区長代理制を一時的に取り入れている。苦肉の策であったのであろう。区長任期の二年制は段坂元部落の場合、昭和十八年度(この年、県令により年度制となる)で終る。

明治四十四年の岩川村大勢一覽表によれば大字と区名は、

五拾町(飯田・新原・葛原・浅井・八木塚・花白・菅牟田・久木山・新田場・岡別府・上諏訪・下諏訪・別府・馬場・上森園・下森園・町・西山・平原・竹山) 中之内(松田・吉井・土成・新城・鍋・笠木・桂・狩谷・北・折田) 明治十五は折生田代) 梶ヶ野・蔵谷・市吉・猫塚・柳井谷・馬渡・牧・郷田・神掛)

となっており、明治十五年当時、五拾町は十三方限、



中之内は十四方限あったものが、明治四十四年は両大字とも十九方限に分かれている。

また人口は六、四六二名となっており、官公署は、贈嶽郡役所・岩川税務署・鹿屋区裁判所岩川出張所・岩川郵便局・浪速銀行鹿兒島支店岩川出張所・岩川警察署・同一区巡查駐在所（松田）・同一区巡查駐在所（笠木）・鹿兒島県設岩川樹苗圃事務所・鹿兒島県米穀検査所岩川出張所・鹿兒島県蚕業取締所岩川支所・岩川村役場があった。

昭和十二年、日華事変、昭和十六年、太平洋戦争と戦時体制移行の中で、昭和十五年、農業報国連盟鹿兒島県支部が結成された。

また内務省は部落会・町内会・隣保班・市町村常会整備要綱を通過したが、これを受けて県では、報効農業小組合や農業実行組合を部落会の区域と一致させ、常会長（区長の名称変更）が組合長を兼ねた。そして米穀の供出、作付統制、肥料配給、生活物資など戦時下の諸活動は常会長を中心に行われた。

昭和十八年、常会長の部落選挙制を廃止し、町村長の指名となり、戦時体制強化がはかられたが、昭和二十年八月、戦争は終わった。

昭和二十二年、内務省訓令で今までの町内会、部落会の組織を改め、連絡員がおかれることとなった。県が発した「町内会、部落会の措置について」によると、行政事務を担当させるため、必要があれば区域毎に駐在員をおくか、出張所などをおく方法を取り、駐在員は従来の町内会、部落会など利用し、囑託として差し支えない旨指示している。このことから部落の長に駐在員を囑託し、行政事務を連絡する制度ができた。

終戦後も食糧事情が厳しく、農村では米の供出割当てに対する部落内での不満が続出し、昭和二十二・三年ごろは部落分裂が多かった。

昭和二十七年四月、県は農村振興運動の一環として、県独自の経済自立化運動を打ち出した。これは事業実施の中核体として部落振興小組合をとり上げ、自主的な振興計画を策定、実践させる方法であった。

各部落は振興小組合とか振興会に組織を改めたので駐在員を小組合長、または振興会長と呼ぶようになった。

一方、昭和三十一年から政府の重要施策として、新農村建設事業が開始されたが、県ではこれら二つの事業は趣旨を同じくするとして、経済自立化運動を継続した。しかし最終的には三十七年度でこの運動は打ち切ら

れた。

昭和二十四年公布の社会教育法の中で、生活文化の振興のための公民館が規定されているが、町村でこれに取り組んだのは二十六年からであった。校区公民館までは小学校長を館長に委嘱し形を整えたが、集落の組織としての部落公民館が整備されたのは四十年からである。この時から集落の長を部落公民館長と呼ぶようになった。

昭和六十二年現在、町内部落公民館は次のとおりである。

大字岩川 (五十町を町村合併時変更)

飯田・東飯田・新原・上岡別府・下岡別府・上諏訪・河原・西中園・中園・上馬場・東馬場・上森園・中森園・森園・下森園・上町・中町・大黒町・旭町・栄町・日ノ出町・平原・西山・竹山・別府・葛原・西葛原・浅井・菅牟田・新田場・花白・久木山・東久木山・旭ヶ丘・東旭ヶ丘・桜ヶ丘・東桜ヶ丘・天神丘

大字中之内

郷田・土成・新城・吉井・元八幡・松田・入角・神掛・柳井谷・川床・市吉・東迫・蕨谷・梶ヶ野・西梶ヶ野・狩谷・桂・東西桂・西笠木・東笠木・東鍋・西鍋・猫塚・

馬渡・牧・渡・八木塚(岩川と混合)・佐敷・中佐敷・松

木段・北・中之内榎木段・折田

大字恒吉(長江を町村合併時変更)

上長江・中長江・春田・麓・鍋山・野町・柳原

大字須田木

上須田木・中須田木・下須田木・乙河内

大字大谷

飛佐・沖上・小松・炭床・里脇・大路・紺垣・宮ヶ原・

小山・内山・大川原・茨ヶ迫・中大谷

大字坂元

上坂元・新坂元・中坂元・二重堀・段坂元・立馬・東坂

元・坂元榎木段・神牟礼・清津野・川路山

大字月野

白坂・太田尾・志柄・あけぼの(岩川と混合)・市柴・西

竹山・八合原・牧原・持留・上勢井・広津田・中村・繩

瀬・久保崎・岩元・藤ヶ峰・川久保・下岡・上岡・中野・

松尾田・岡元・平木・青松段・伊屋松・高松・十三迫・

境迫・桑之迫・新留・荒谷・大迫・上別府・大久保・大

鳥・中野住宅・月野住宅

二 集落の自治

集落は行政の末端組織として、町村の伝達機能等行政

補助機能の他に、共同生活のための知恵を出し合い、自治の分野にも相当に努力してきている。いろいろのきまりを設け、また組織化して長や必要な係を設けたりして、それぞれに機能させている。

明治から大正にかけての中之内の松田方限規約簿（大正五年十二月整理）は当時の集落の状況を垣間見ることが出来る。

- 一 立野切ハ見当次第違金（違約金カ）参円トス  
内卷円見当人ニ与エ地主及ビ方限各卷円宛ヲ配当ス  
但立野ノ外個人ノ所有地ニ係ル分ハ同上ト見做ス
- 一 水田ニ踏入リ草ヲ切り或ハ竹片其他ヲ水田ニ投ゲ込ミタル者ハ立野切同様ノ違約金トス其配当右ノ如シ
- 一 作物ノ中牛馬引通シハ違約金卷円貳拾銭トス  
但シ止ムヲ得ザル場合ハ此ノ限りニアラズ
- 一 牛馬繫掛ケハ違約金卷円貳拾銭トス
- 一 牛馬繫ギ掛ケヲカクシタルモノハ違約金ノ外ニ卷円五拾銭トス
- 一 詮議ノ際ハ卷人一日ニ付キ金五拾銭内外時宜ニ依リテ支払ヘセシムル事
- 一 詮議其他方限集会ノ際ハ必ズ戸主出頭スル事但貳拾五歳以上ノ男子ナレバ差支ナシ

一 他人所有ノ山林ニ踏入リ薪ヲ取リシ者ハ右ノ如ク違約金ヲ徴収ス但シ生木切りハ金参円トス内見当人卷円地主卷円方限卷円トス枯木取りハ卷円五拾銭トス内見当人五拾銭地主五拾銭方限五拾銭トス

出会規約（明治四拾五年）

- 一 男ノ居ル家ニ於テ道作彼是仕事ニ女ヲ出シタル者ハ半星トス
- 一 方限ノ惣会ノ事ニ付期日ヲ知り乍ラ他ニ出テタル者ハ其時ノ協議ニ依リ規定スル事
- 一 規定時間ヨリ遅レタルモノハ一時間毎ニ金五錢ヲ取ル事
- 一 道路修繕其他集合ノ場合必ス男子出ベキモノニシテ止ヲ得サル場合ハ其旨方限ニ話シテ女子ニテ差支ナキモノトス
- 一 今後万事ニ付キ方限内ノ仕事ニ付成シタルヲ異議ヲ云フタルモノハ男女ノ差別無ク聞キ付ケ次第方限ニ出シ其場合方限ハ早速集合シテ協議スル事
- 一 方限内戸数分割ノ時他村方限依リ入ル時方限内ニ生レタル者ニシテ分家スル時ハ大正七年四月廿日依リ以後ハ参円ヲ方限ニ出ス事但シ五ヶ年間迄其後ハ方限ニ於テ協議スル事
- 一 大正九年六月廿九日定メ他村依リ入ル人ハ方限へ加入金トシテ金貳拾五円ヲ出ス事然ルニ内金イクラカヲ加名金トシテ即座ニ方限ニ出ス事



但シ他村ヨリ入ル者ニシテ方限ノ協議ニ依リ式拾五円以下ヲ領取スル事在ル可シ然ル処方限内ノ一切ノ財産ニハ見掛スル事ヲ得ズ

これらの他、方限山取締り規約、小作見立(上作・中作・下作と作物の種類により小作料を決めたもの)、火取縮規約(塵焼きは家から一〇間以外、裸火は一切ともさぬ事、違反者は違約金五拾銭など決めている)、葬儀の取決めなどがある。葬儀取決めは各戸の悔料、加勢人の飲み食い場所及び量、お茶受けなど細かに定めてある。また方限集会や集会時の酒宴、納税についても取決めがつくられている。

坂元の段方限沿革に明治四十一年から昭和二十年代までの役職が記されている。一時的な役職もあるが次のとおりとなっている。

区長・農会議員・氏子総代・林野整理委員・葬儀委員・青年会評議員(後に顧問)・国勢調査委員・農業調査委員・教育組長(後に校区後援会)・穀類受検組組長・衛生組合組長・火防組合員(昭和10年校区消防組発会のため部落組合中止)・見掛人(後に評価委員)・信用組合世話係

また方限財産として方限山を管理しているが、これが当時の集落の一般的な姿である。

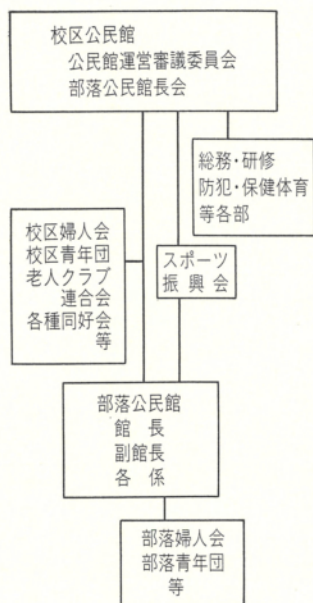
太平洋戦争を経て、戦後復興期に打ち出された経済自立化運動は集落の自立自興をうながす転機となった。

農林関係総合指導班が各町村を指導、町村は研修会、モデル部落の指定、研修グループの育成など重点項目としたが、昭和三十二年度末の調査では県内の小組合の約半数が部落振興計画を樹立して事業推進をはかった。共同作業場設置などもこの計画に沿ったものであった。

坂元の段坂元部落振興会は三十五年に第三類、三十七年に第二類の表彰を県から受けているが、これは貯蓄推進、共同作業場設置、グループ育成、部落有線放送設置などの業績を認められたものである。

昭和四十年から校区公民館の下部機構として、部落公民館と改称され、その長も振興会長から公民館長と名称は変わったものの、組織など内容はその時期に応じ少しずつ変更、それぞれ必要な役職、係など決めながら、いずれの集落も運営されている。

現在の校区内の一般的組織は次のとおりである。



(昭和63現在大隅北校区公民館の例)